

統一的な基準による地方公会計 改革の動向

平成28年10月27日(木)

総務省自治財政局財務調査課

課長補佐 中尾 正英



総務省

Ministry of Internal Affairs
and Communications

地方公会計の意義

1. 目的

① 説明責任の履行

住民や議会、外部に対する財務情報の分かりやすい開示

② 財政の効率化・適正化

財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産・債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用

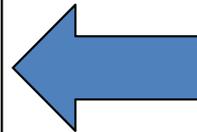
2. 具体的内容(財務書類の整備)

現金主義会計

- ◎ 現行の予算・決算制度は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、現金主義会計を採用

※ 財政健全化法に基づく早期健全化スキームも整備

補完



発生主義会計

- ◎ 発生主義により、ストック情報・フロー情報を総体的・一覽的に把握することにより、現金主義会計を補完

<財務書類>

地方公会計

- ・ 貸借対照表
- ・ 行政コスト計算書
- ・ 純資産変動計算書
- ・ 資金収支計算書

企業会計

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ キャッシュ・フロー計算書



3. 財務書類整備の効果

① 資産・負債(ストック)の総体的・一覽的把握

資産形成に関する情報(資産・負債のストック情報)の明示

② 発生主義による正確な行政コストの把握

見えにくいコスト(減価償却費、退職手当引当金など各種引当金)の明示

③ 公共施設マネジメント等への活用

固定資産台帳の整備等により、公共施設マネジメント等への活用が可能

地方公会計の位置付け

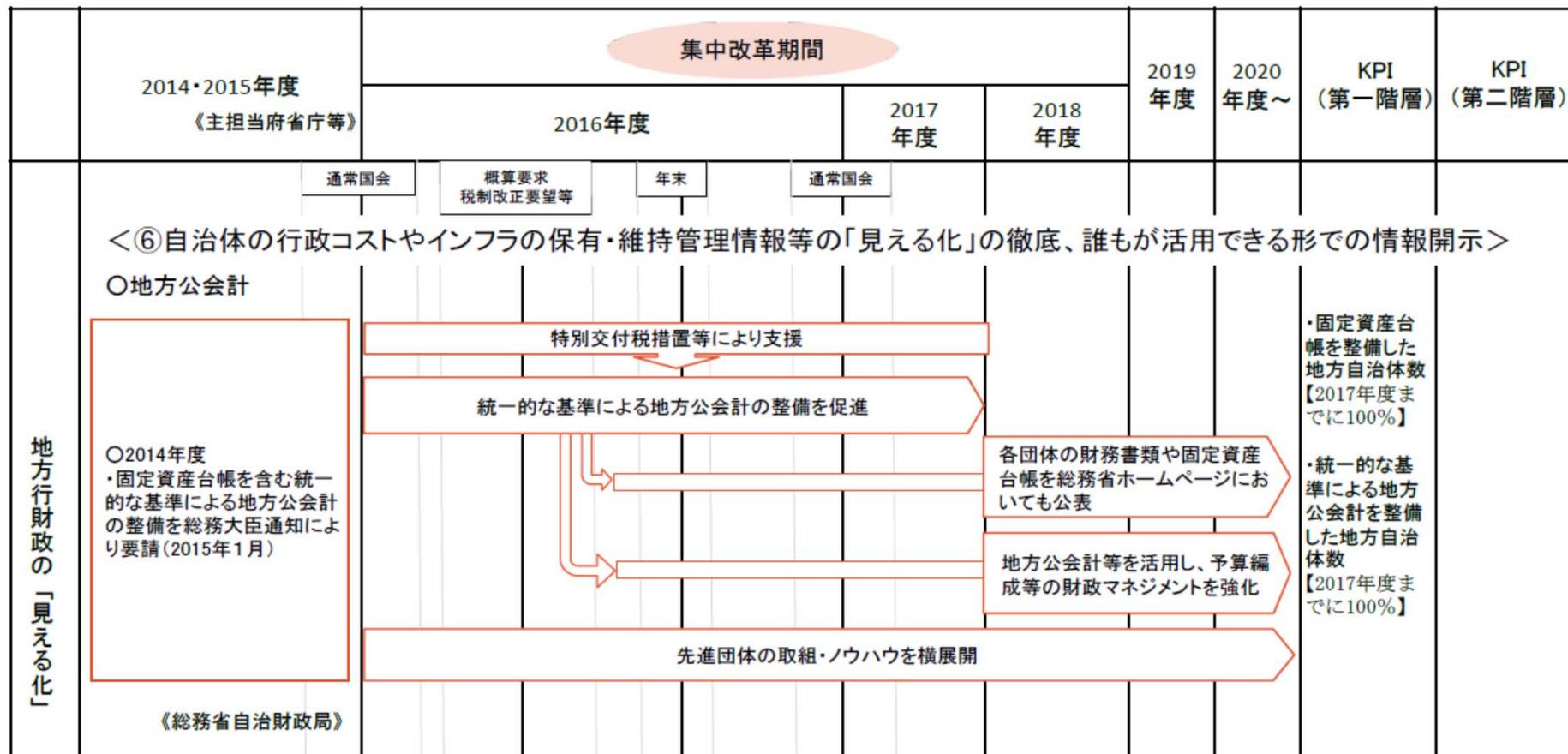
簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）〔行革推進法〕

（地方公共団体における取組）

第六十二条 地方公共団体は、第五十八条から第六十条までの規定の趣旨を踏まえ、その地域の実情に応じ、次に掲げる施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

- 一 当該地方公共団体の資産及び債務の実態を把握し、並びにこれらの管理に係る体制の状況を確認すること。
 - 二 当該地方公共団体の資産及び債務に関する改革の方向性並びに当該改革を推進するための具体的な施策を策定すること。
- 2 政府は、地方公共団体に対し、前項各号の施策の推進を要請するとともに、企業会計の慣行を参考とした貸借対照表その他の財務書類の整備に関し必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。

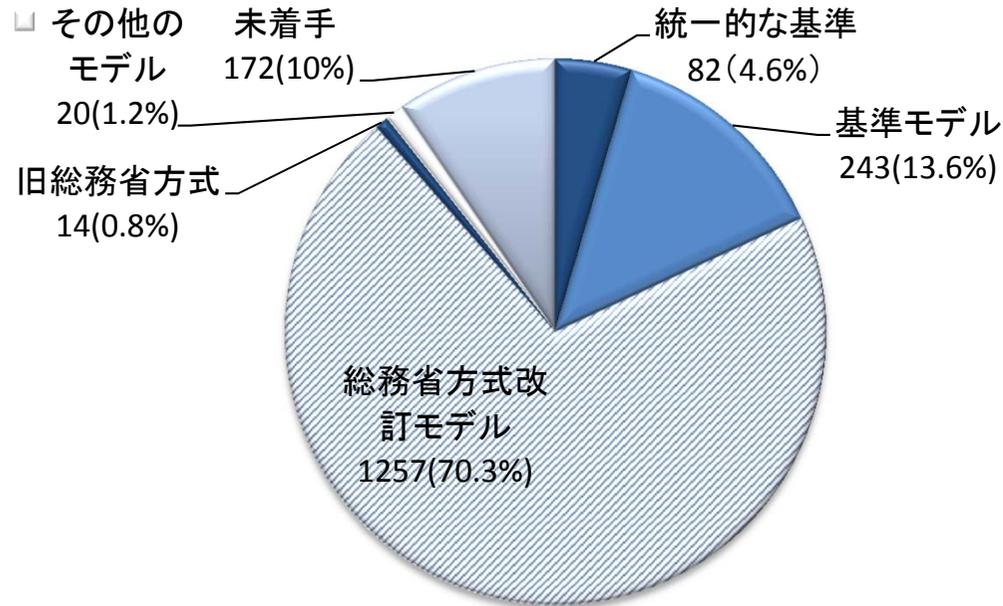
経済・財政再生計画改革工程表（平成27年12月24日経済財政諮問会議決定）



財務書類作成状況（平成26年度決算）

（平成28年3月31日時点）

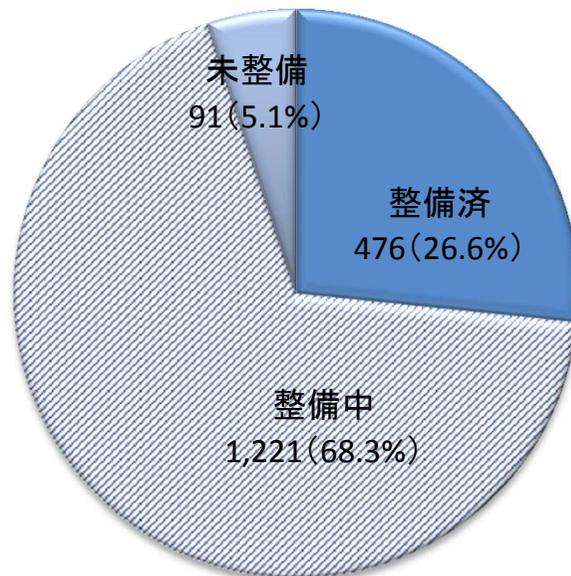
【モデル別の財務書類の作成状況】



（単位：団体、%）

区分	団体数	割合
作成済+作成中	1,616	(90.4%)
統一的な基準	82	(4.6%)
基準モデル	243	(13.6%)
総務省方式改訂モデル	1,257	(70.3%)
旧総務省方式	14	(0.8%)
その他のモデル	20	(1.2%)
未着手	172	(9.6%)
合計	1,788	(100%)

【固定資産台帳の整備状況】



（単位：団体、%）

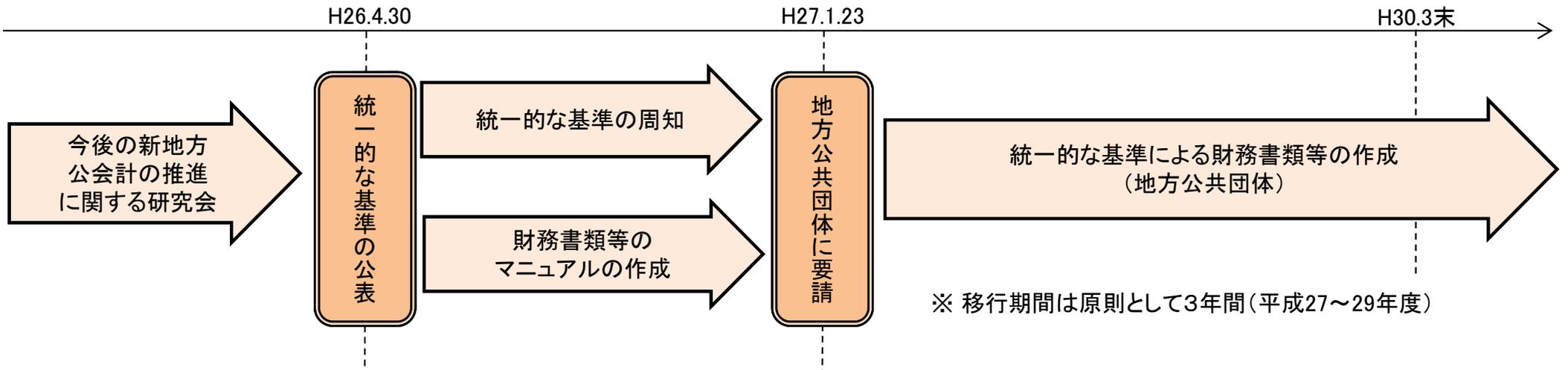
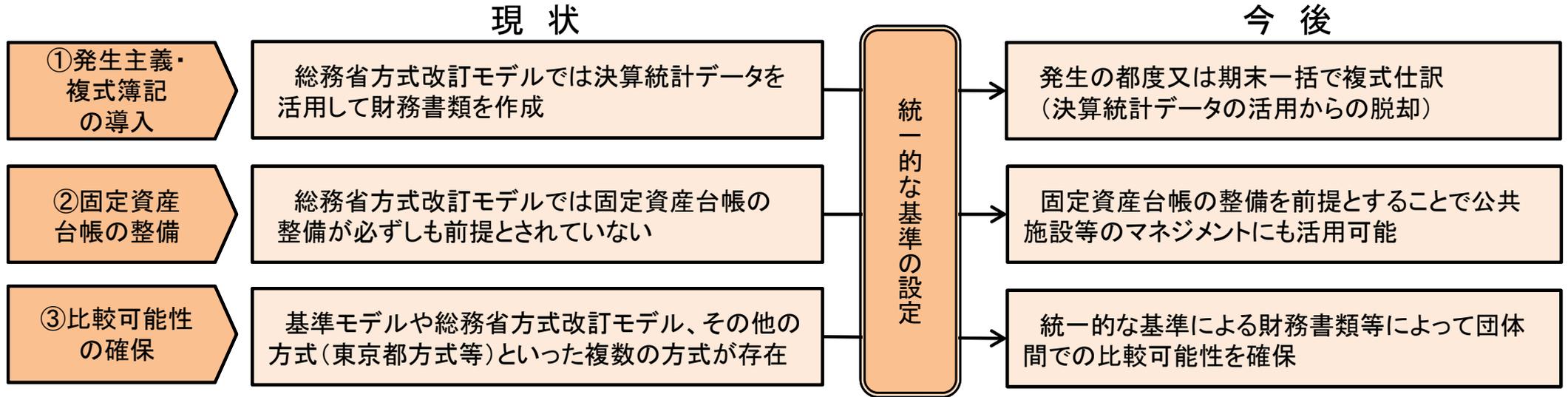
区分	団体数	割合
整備済	476	(26.6%)
整備中	1,221	(68.3%)
未整備	91	(5.1%)
合計	1,788	(100%)

【参考】公会計基準・モデル比較表

	統一的な基準	基準モデル	総務省方式 改訂モデル	東京都	国 (省庁別財務書類 の作成基準)
財務書類 の体系	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○純資産変動計算書 ○資金収支計算書 ※行政コスト計算書及び純資産変動計算書は、別々の計算書としても、結合した計算書としても差し支えない	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○純資産変動計算書 ○資金収支計算書 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○純資産変動計算書 ○資金収支計算書 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○正味財産変動計算書 ○キャッシュ・フロー計算書 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○業務費用計算書 ○資産・負債差額増減計算書 ○区分別収支計算書
台帳整備	○開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新	○開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新	○段階的整備を想定 →売却可能資産、土地を優先	○開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新	○官庁会計システムとは連動していないが、法令に基づき国有財産台帳、物品管理簿等を整備
複式簿記	○官庁会計処理に基づくデータにより、発生の都度又は期末に一括して複式仕訳を実施	○官庁会計処理に基づくデータにより、発生の都度又は期末に一括して複式仕訳を実施	○決算統計データを活用し、期末に一括して仕訳を実施	○官庁会計処理に連動して発生の都度、複式仕訳を実施	○官庁会計システム(ADAMS II)に連動して発生の都度、複式仕訳を実施(国有財産等については、期末時に複式仕訳を実施)
有形固定資産 の評価基準	<ul style="list-style-type: none"> ・取得原価が判明…取得原価 ・取得原価が不明…再調達原価 ※取得原価の判明・不明の判断に係る特定時期を設定 ※開始後は取得原価(再評価しない) ※適正な対価を支払わずに取得したものは再調達原価(道路等の土地は備忘価額1円) ※売却可能資産は売却可能価額を注記	<ul style="list-style-type: none"> ○事業用資産 土地…固定資産税評価額 建物等…再調達原価 ○インフラ資産 土地…取得原価 建物等…再調達原価 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共資産…決算統計データから取得原価を推計 ○売却可能資産…売却可能価額 	○取得原価	<ul style="list-style-type: none"> ○国有財産(公共用財産を除く)…毎年度時価を基準に改定される国有財産台帳価額 ○公共用財産…取得原価 ○物品…取得原価
税収の取扱い	○純資産変動計算書に計上	○純資産変動計算書に計上	○純資産変動計算書に計上	○行政コスト計算書に計上	○資産・負債差額増減計算書に計上

今後の地方公会計の整備促進について

地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を設定することで、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保を促進する。



統一的な基準による地方公会計の整備促進について（大臣通知）

統一的な基準による地方公会計の整備促進について（平成27年1月23日 総務大臣通知（総財務第14号））

地方公会計については、これまで、各地方公共団体において財務書類の作成・公表等に取り組みられてきたところですが、人口減少・少子高齢化が進展している中、財政のマネジメント強化のため、地方公会計を予算編成等に積極的に活用し、地方公共団体の限られた財源を「賢く使う」取組を行うことは極めて重要であると考えております。

今後の地方公会計の整備促進については、「今後の地方公会計の整備促進について」（平成26年5月23日付総務大臣通知総財務第102号）のとおり、平成26年4月30日に固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準を示したところです。その後、「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」を設置して議論を進めてきましたが、平成27年1月23日に「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を取りまとめております。

当該マニュアルにおいては、統一的な基準による財務書類の作成手順や資産の評価方法、固定資産台帳の整備手順、連結財務書類の作成手順、事業別・施設別のセグメント分析をはじめとする財務書類の活用方法等を示しております。

つきましては、当該マニュアルも参考にして、統一的な基準による財務書類等を原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において作成し、予算編成等に積極的に活用されるよう特段のご配慮をお願いします。

特に、公共施設等の老朽化対策にも活用可能である固定資産台帳が未整備である地方公共団体においては、早期に同台帳を整備することが望まれます。

なお、統一的な基準による財務書類等を作成するためには、ノウハウを修得した職員の育成やICTを活用したシステムの整備が不可欠であり、平成27年度には関係機関における研修の充実・強化や標準的なソフトウェアの無償提供も行う予定です。また、固定資産台帳の整備等に要する一定の経費については、今年度から特別交付税措置を講じることとしております。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長に対してこの通知について速やかにご連絡いただき、通知の趣旨について適切に助言いただくようお願いします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、この通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

統一的な基準による地方公会計の整備に係る支援

原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で統一的な基準による財務書類等を作成するよう平成27年1月に全ての地方公共団体に要請したところであるが、地方公共団体の事務負担や経費負担を軽減するため、以下のような支援策を講じることとしている。

1. マニュアルの公表

統一的な基準による財務書類の作成手順や固定資産台帳の整備手順、事業別・施設別のセグメント分析をはじめとする財務書類の活用方法等を内容とする「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を平成27年1月に公表

→ 具体的なマニュアルの公表によって統一的な基準による財務書類の作成等を促進

2. システムの提供

統一的な基準による地方公会計の整備に係る標準的なソフトウェアを開発し、平成27年度に地方公共団体に無償で提供

→ システム整備の経費負担を軽減するとともに、財務書類作成作業の効率化にも寄与（相当部分が自動仕訳化）

3. 財政支援

地方公会計システムの整備・運用に係る経費について普通交付税措置（平成28年度～）

固定資産台帳の整備のための資産評価・データ登録等に要する経費について特別交付税措置※（平成26～29年度）

→ 地方交付税措置を講じることによって地方公共団体の経費負担を軽減

※措置率1/2（財政力補正あり）

4. 人材育成支援

自治大学校、市町村職員中央研修所（JAMP）、全国市町村国際文化研修所（JIAM）、地方公共団体金融機構（JFM）等を活用して、財務書類の活用方法も含めた自治体職員向けの研修をレベル別（基礎・ステップアップ）に実施

→ 単に財務書類作成のための知識だけでなく、予算編成への活用等に関するノウハウも普及

統一的な基準による地方公会計マニュアルの概要

1. 財務書類作成要領

- 統一的な基準による財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の作成手順等の実務的な取扱いを示したもの
 - ➡ 当該要領で示す仕訳変換表（現金主義・単式簿記→発生主義・複式簿記）により、システムの整備と併せることで、複式仕訳の相当部分の自動処理化が可能となる

2. 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き

- 統一的な基準による資産の評価方法や固定資産台帳の整備手順等の実務的な取扱いを示したもの
 - 〔 ・ 住民等に対する説明責任、民間事業者の参入促進といった観点から、固定資産台帳は公表することが前提
・ 固定資産台帳には、取得年月日、取得価額、耐用年数等に加えて、長寿命化履歴等も任意で記載 〕
 - ➡ 固定資産台帳は、財務書類作成のための基礎資料であるが、将来の施設更新必要額の推計や施設別のコスト分析といった公共施設等のマネジメントにも活用可能となる

3. 連結財務書類作成の手引き

- 連結財務書類の対象範囲（一部事務組合、第三セクター等）、連結処理に係る手順等の実務的な取扱い（内部取引の相殺消去による純計）等を示したもの
 - ➡ 連結財務書類の作成により、単なる情報開示だけでなく、連結ベースでの有形固定資産減価償却率等の把握といった公共施設等のマネジメントにも活用可能となる

4. 財務書類等活用の手引き

- 財務書類等のわかりやすい情報開示だけでなく、事業別・施設別のセグメント分析等による予算編成等への活用方法等を示したもの
 - ➡ 財務書類等の積極的な活用により、地方公共団体の限られた財源を「賢く使うこと」につながる

【参考】財務書類の体系（4表形式）

[財務書類のイメージを示す資料であり、勘定科目の名称・体系は仮のものである。]

【貸借対照表】

科目	金額	科目	金額
固定資産	25,177	固定負債	5,197
有形固定資産	23,134	地方債	4,332
事業用資産	7,561	その他	865
土地	1,924	流動負債	670
建物等	11,274	1年内償還予定地方債等	670
減価償却累計額	△ 5,637	負債合計	5,867
インフラ資産	15,573	固定資産等形成分	25,185
土地	2,781	余剰分(不足分)	△ 5,509
建物等	25,584		
減価償却累計額	△ 12,792		
投資その他の資産	2,043		
基金等	2,043		
流動資産	366		
現金預金	→ 152	純資産合計	19,676 ←
その他	214	負債及び純資産合計	25,543
資産合計	25,543		

【行政コスト計算書】

(単位:百万円)

科目	金額
1.経常費用	3,996
業務費用	2,757
人件費	965
減価償却費	897
その他	895
移転費用	1,239
2.経常収益	175
使用料及び手数料等	175
3.純経常行政コスト(1-2)	3,821
4.臨時損失	-
資産除売却損等	-
5.臨時利益	-
資産売却益等	-
6.純行政コスト(3+4-5)	3,821

【資金収支計算書】

科目	金額
【業務活動収支】	
支出合計	3,038
収入合計	4,442
業務活動収支①	1,404
【投資活動収支】	
支出合計	1,221
収入合計	156
投資活動収支②	△ 1,065
【財務活動収支】	
支出合計	928
収入合計	607
財務活動収支③	△ 321
本年度資金収支額④(①+②+③)	18
前年度末資金残高⑤	134
本年度末資金残高⑥(④+⑤)	152

【純資産変動計算書】

科目	合計	固定資産等形成分	余剰分(不足分)
1.前年度末純資産残高	19,253	24,964	△ 5,711
2.純行政コスト(△)	△ 3,821		△ 3,821 ←
3.財源	4,244		4,244
税収等	3,465		3,465
国県等補助金	779		779
4.本年度差額(2+3)	423		423
5.固定資産等の変動(内部変動)		221	△ 221
有形固定資産等の増加		756	△ 756
有形固定資産等の減少		△ 897	897
貸付金・基金等の増加		519	△ 519
貸付金・基金等の減少		△ 157	157
6.資産評価差額	-	-	-
7.無償所管換等	-	-	-
8.その他	-	-	-
9.本年度純資産変動額(4~8の合計)	423	221	202
10.本年度末純資産残高(1+9)	19,676	25,185	△ 5,509

【参考】財務書類の体系（3表形式）

[財務書類のイメージを示す資料であり、勘定科目の名称・体系は仮のものである。]

【貸借対照表】

科目	金額	科目	金額
固定資産	25,177	固定負債	5,197
有形固定資産	23,134	地方債	4,332
事業用資産	7,561	その他	865
土地	1,924	流動負債	670
建物等	11,274	1年内償還予定地方債等	670
減価償却累計額	△ 5,637	負債合計	5,867
インフラ資産	15,573	固定資産等形成分	25,185
土地	2,781	余剰分(不足分)	△ 5,509
建物等	25,584		
減価償却累計額	△ 12,792		
投資その他の資産	2,043		
基金等	2,043		
流動資産	366		
現金預金	→ 152		
その他	214	純資産合計	19,676 ←
資産合計	25,543	負債及び純資産合計	25,543

【行政コスト及び純資産変動計算書】（単位：百万円）

科目	金額	金額	
1.経常費用	3,996		
業務費用	2,757		
人件費	965		
減価償却費	897		
その他	895		
移転費用	1,239		
2.経常収益	175		
使用料及び手数料等	175		
3.純経常行政コスト(1-2)	3,821		
4.臨時損失	-		
資産除売却損等	-		
5.臨時利益	-		
資産売却益等	-		
6.純行政コスト(3+4-5)	3,821		
7.財源	4,244		
税込等	3,465		
国県等補助金	779		
8.本年度差額(7-6)	423		
9.固定資産等の変動(内部変動)			
有形固定資産等の増加		221	△ 221
有形固定資産等の減少		756	△ 756
貸付金・基金等の増加		△ 897	897
貸付金・基金等の減少		519	△ 519
貸付金・基金等の減少		△ 157	157
10.資産評価差額	-	-	-
11.無償所管換等	-	-	-
12.その他	-	-	-
13.本年度純資産変動額(8~12の合計)	423	221	202
14.前年度末純資産残高	19,253	24,964	△ 5,711
15.本年度末純資産残高(13+14)	19,676	25,185	△ 5,509

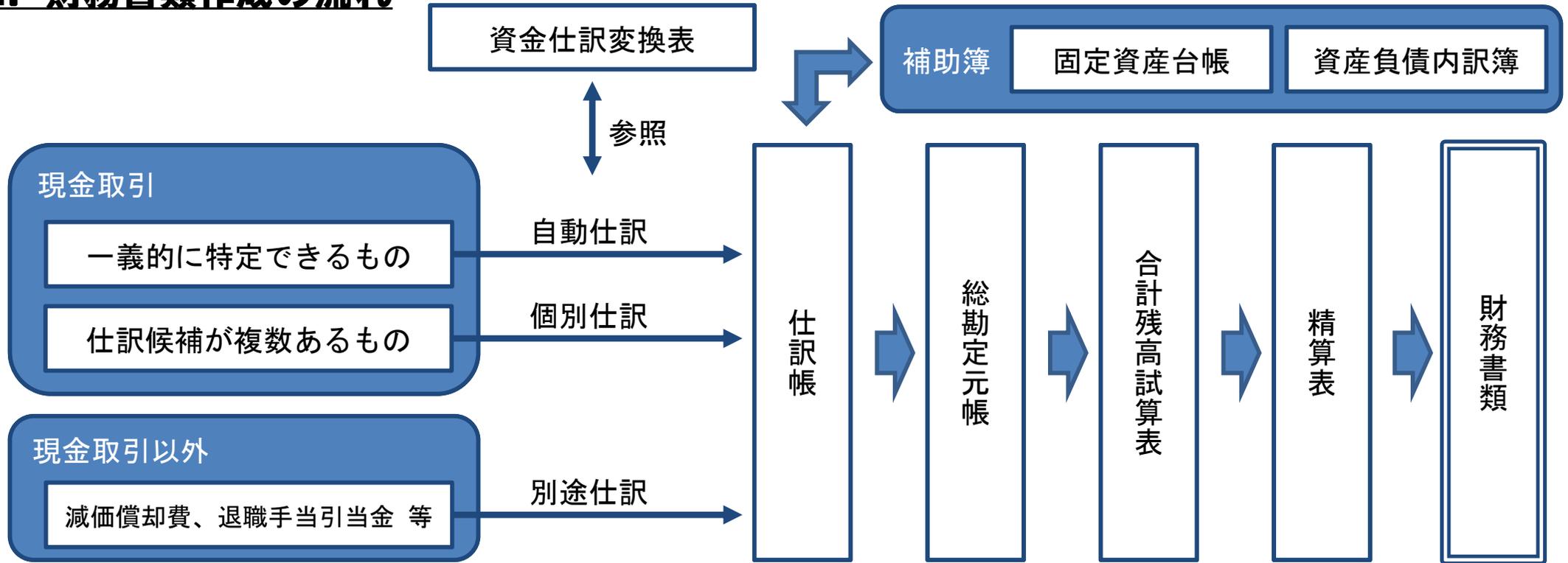
【資金収支計算書】

科目	金額
【業務活動収支】	
支出合計	3,038
収入合計	4,442
業務活動収支①	1,404
【投資活動収支】	
支出合計	1,221
収入合計	156
投資活動収支②	△ 1,065
【財務活動収支】	
支出合計	928
収入合計	607
財務活動収支③	△ 321
本年度資金収支額④(①+②+③)	18
前年度末資金残高⑤	134
本年度末資金残高⑥(④+⑤)	152

【参考】財務書類作成要領の概要

- 統一的な基準による財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書等）の作成手順等の実務的な取扱いを示したもの

1. 財務書類作成の流れ



2. 資金仕訳変換表 ～仕訳候補が複数ある工事請負費の例～

	借方		貸方	
	財務書類	勘定科目	財務書類	勘定科目
建物工事	貸借対照表	建物	資金収支計算書	公共施設等整備費支出
維持補修支出	行政コスト計算書	維持補修費	資金収支計算書	物件費等支出

【参考】資産評価及び固定資産台帳整備の手引きの概要

- 統一的な基準による固定資産等の評価方法や固定資産台帳の整備手順等の実務的な取扱いを示したもの
- 住民等に対する説明責任、PPP・PFIの導入促進といった観点から、固定資産台帳は公表することが前提
- 固定資産台帳には、取得年月日、取得価額、耐用年数等に加えて、長寿命化履歴等も任意で記載

<目次>

I はじめに	IV 固定資産台帳の記載対象範囲	VII 資産の評価基準・評価方法
II 固定資産台帳の整備目的	V 固定資産台帳の記載単位	VIII 固定資産台帳の整備手順
III 固定資産台帳の記載項目	VI 減価償却・耐用年数等	IX 固定資産台帳の整備後の管理手順

1. 有形固定資産等の主な評価基準

[] 内は取得原価が不明な場合

	開始時		開始後	再評価
	昭和59年度以前取得分	昭和60年度以後取得分		
非償却資産 <small>※棚卸資産を除く</small>	再調達原価	取得原価 [再調達原価]	取得原価	立木竹のみ 6年に1回程度
道路等の敷地	備忘価額 1円	取得原価 [備忘価額 1円]	取得原価	—
償却資産 <small>※棚卸資産を除く</small>	再調達原価	取得原価 [再調達原価]	取得原価	—
棚卸資産	低価法	低価法	低価法	原則として毎年度

(注) 基準モデル等で既に評価されている資産については、一定の経過措置が講じられている。

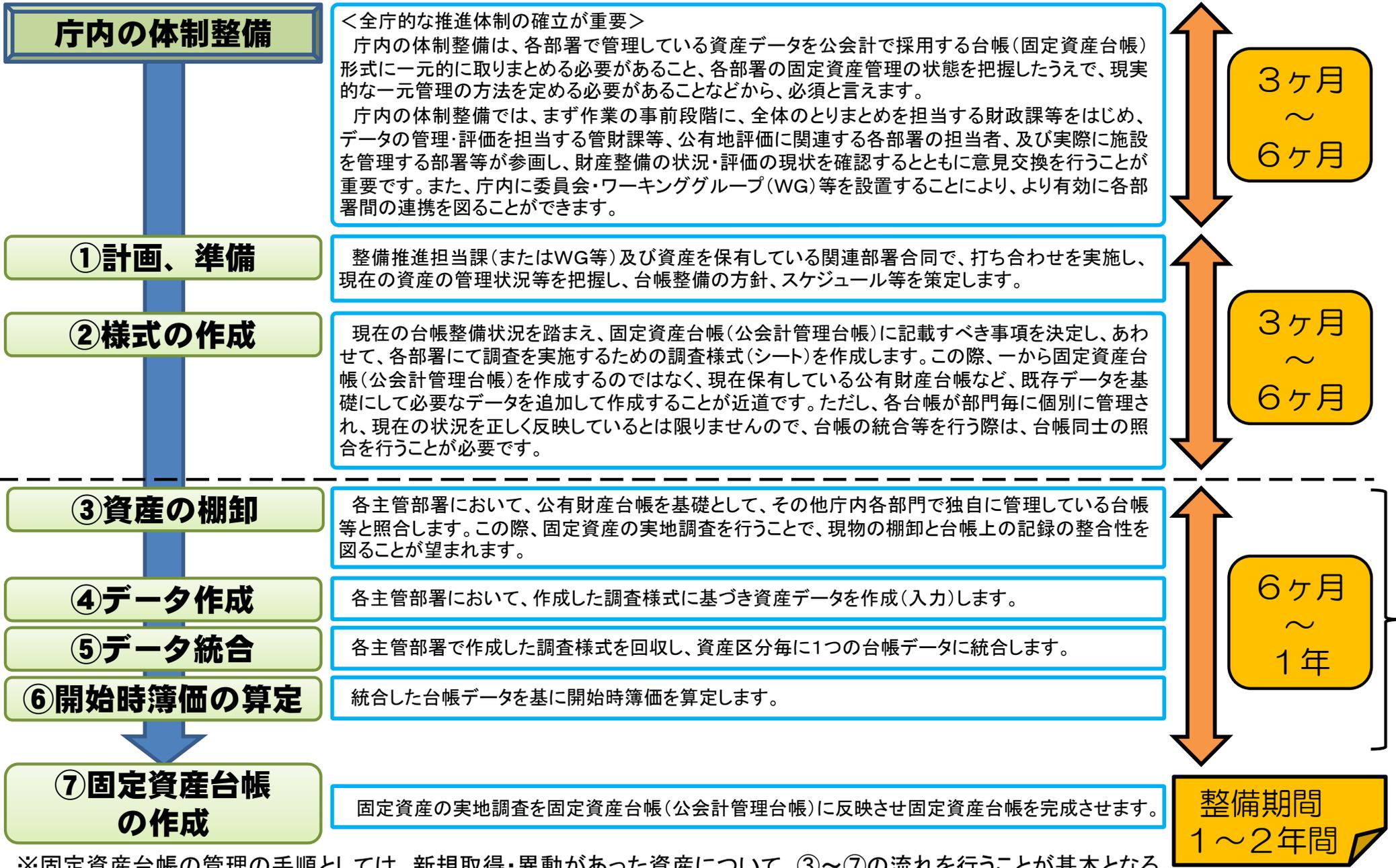
2. 再調達原価の算出方法 (例)

土地：(地目・地区別) 地積 × (地目・地区別) 平均単価 (円/㎡) ※平均単価は固定資産税評価額を基礎

建物：延べ床面積 × 構造・用途別単価 (円/㎡) ※構造・用途別単価は保険金額を基礎

道路：幅員別道路延長 × 道路幅員別単価 (円/m) ※道路幅員別単価は工事費実績を基礎

【参考】固定資産台帳整備の流れの例



※固定資産台帳の管理の手順としては、新規取得・異動があった資産について、③～⑦の流れを行うことが基本となる。

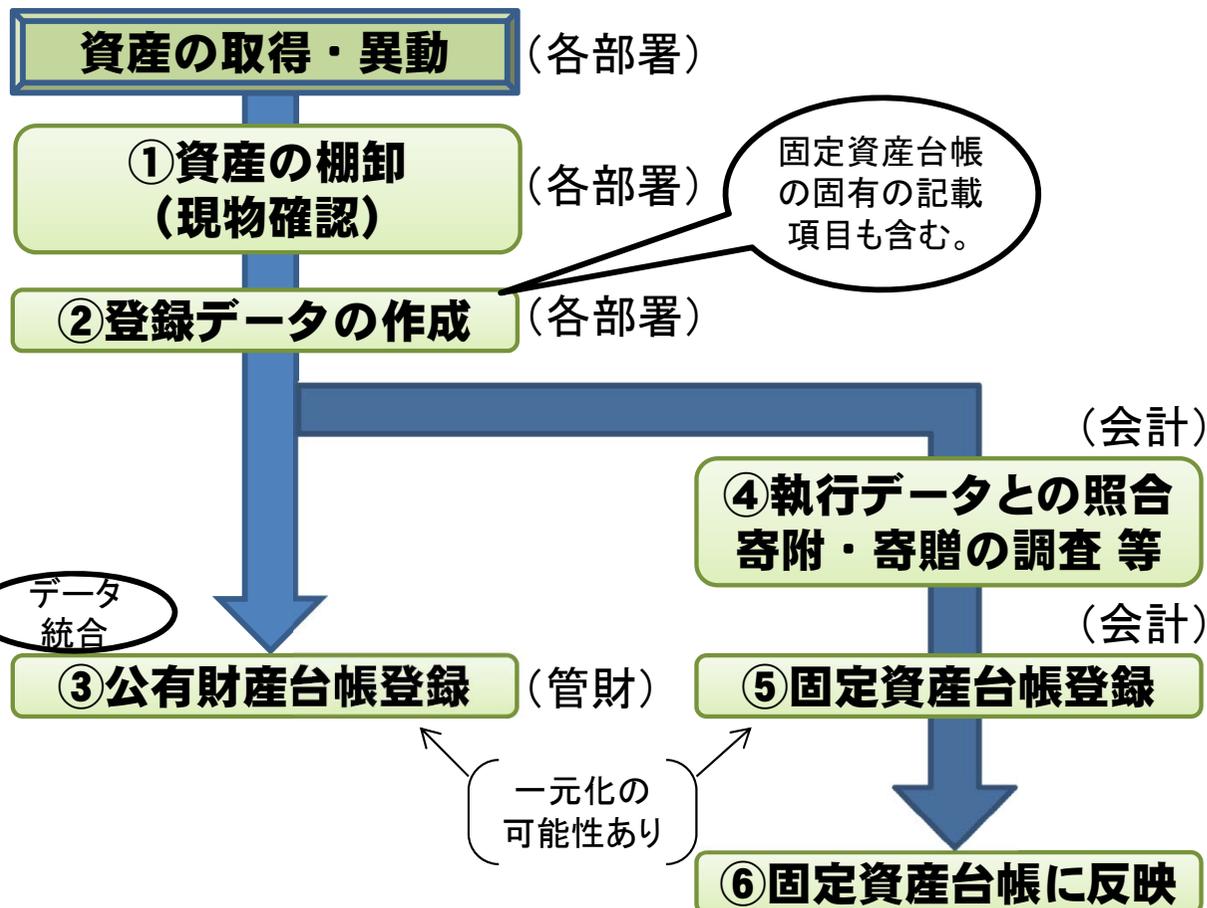
整備期間が1年を超える場合であっても③～⑦の流れは1年間以内(年度内)に行うことが適当。
 13

【参考】固定資産台帳管理（毎年）の流れの例

※公有財産台帳の整備が前提

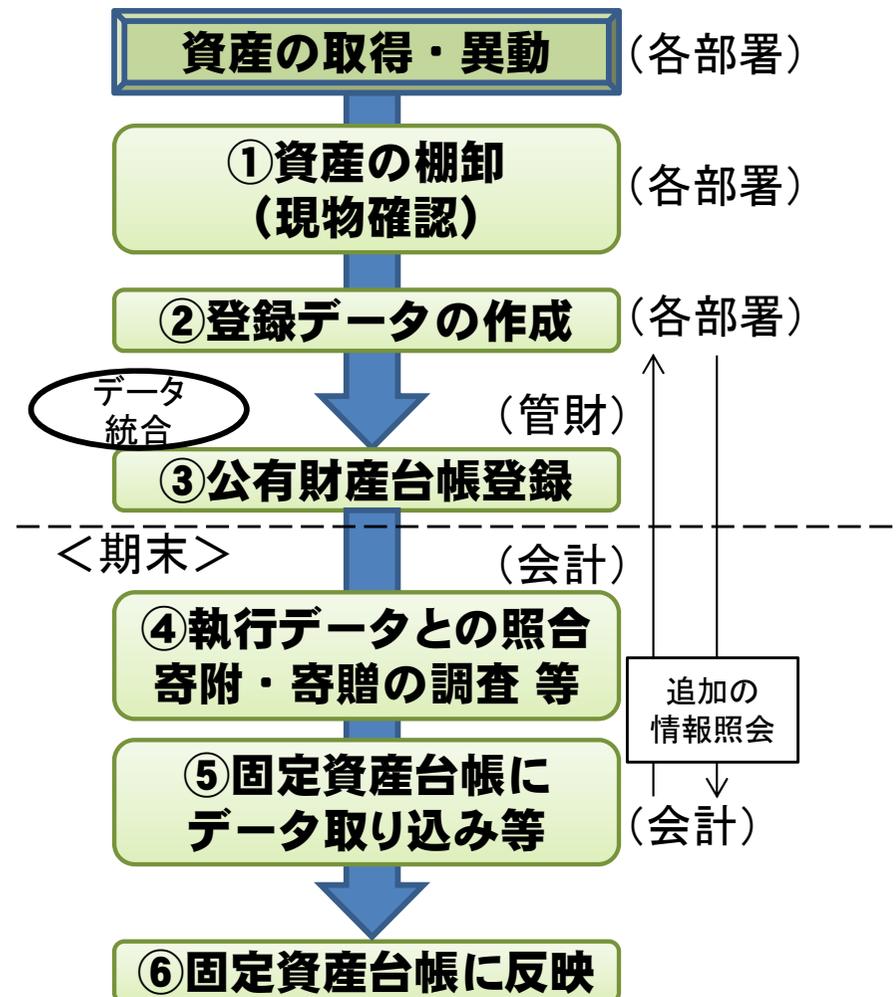
I. 日々仕訳

<随時>



II. 期末一括仕訳

<随時>



※1 新規に取得又は異動した資産以外についても、年1回を基本として固定資産台帳整備・管理担当課が各部署に照会をかけ、年度末の状況を把握する。

※2 期末に、固定資産台帳と貸借対照表の資産残高が一致しているか確認する。

【参考】固定資産台帳の記載項目の例

①基本項目

1	番号	32	増減異動後簿価(期末簿価)	
2	枝番	33	会計区分※	
3	所在地※	34	予算執行科目	
4	所属(部局等)	35	用途	
5	勘定科目(種目・種別)	36	事業分類	
6	件名(施設名)	37	開始時見積資産	
7	リース区分	38	各種属性情報	
8	耐用年数分類(構造)	39	売却可能区分	
9	耐用年数	40	時価等※	
10	取得年月日	41	完全除却済記号	
11	供用開始年月日	42	数量((延べ床)面積)※	
12	取得価額等	43	階数(建物)※	
13	所有割合※	44	地目(土地)※	
14	増減異動日付	45	稼働年数※	
15	増減異動前簿価	46	目的別資産区分※	
16	増減異動事由	47	減価償却累計額※	
17	今回増加額	48	財産区分(行政財産・普通財産)※	
18	今回 増加 内訳	有償取得額	49	公有財産台帳番号※
19		無償所管換増分	50	法定台帳番号※
20		その他無償取得分		
21		調査判明増分		
22		振替増額		
23	評価等増額			
24	今回減少額			
25	今回 減少 内訳	除売却額		
26		無償所管換減分		
27		その他無償譲渡分		
28		誤記載減少分		
29		振替・分割減額		
30		減価償却額		
31	評価等減額			

②追加項目

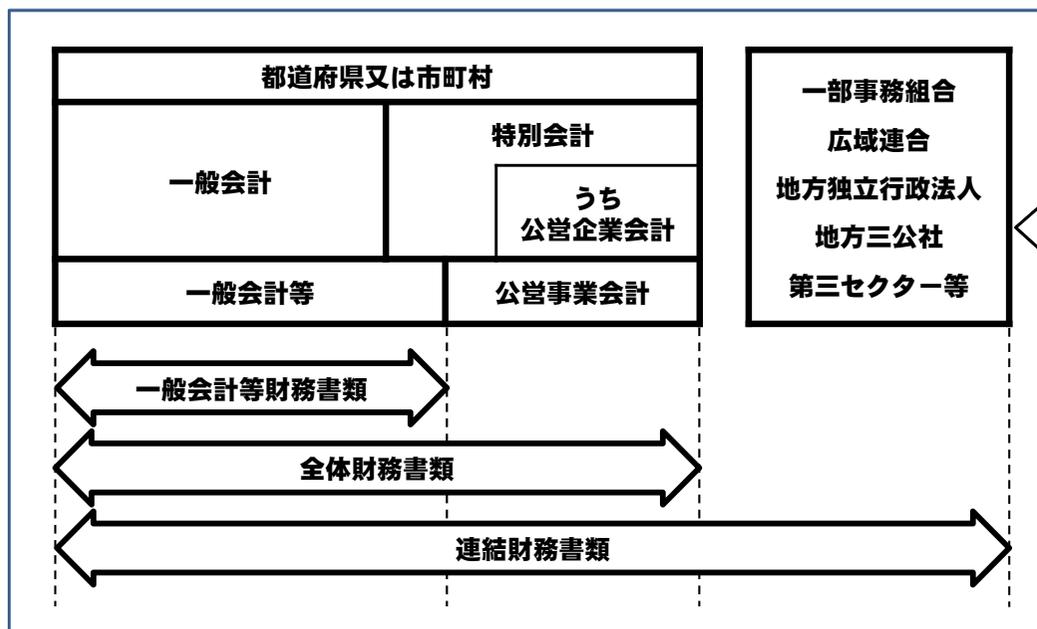
51	取得財源内訳
52	耐震診断状況(建物)※
53	耐震化状況(建物)※
54	長寿命化履歴※
55	複合化状況※
56	利用者数(件数)※
57	稼働率※
58	運営方式※
59	運営時間※
60	職員人数※
61	ランニングコスト※

※印は基準モデル等からの追加

【参考】連結財務書類作成の手引きの概要

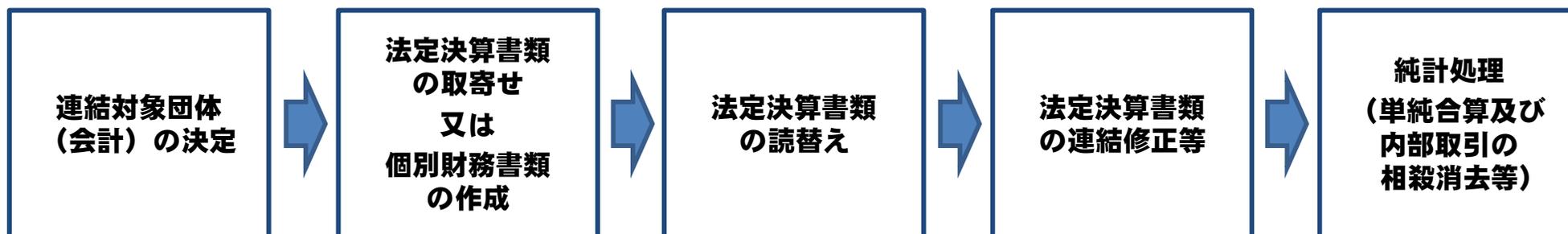
- 連結財務書類の対象範囲（一部事務組合、第三セクター等）、連結処理に係る手順等の実務的な取扱い（内部取引の相殺消去による純計）等を示したもの

1. 連結財務書類の対象範囲



- **一部事務組合・広域連合**
→ 経費負担割合等に応じて比例連結
- **地方独立行政法人・地方三公社**
→ 全部連結又は出資割合等に応じて比例連結
- **第三セクター等**
→ 全部連結又は出資割合等に応じて比例連結
→ 出資割合25%未満で損失補償等を付している等の重要性がない場合は連結対象としないことも許容

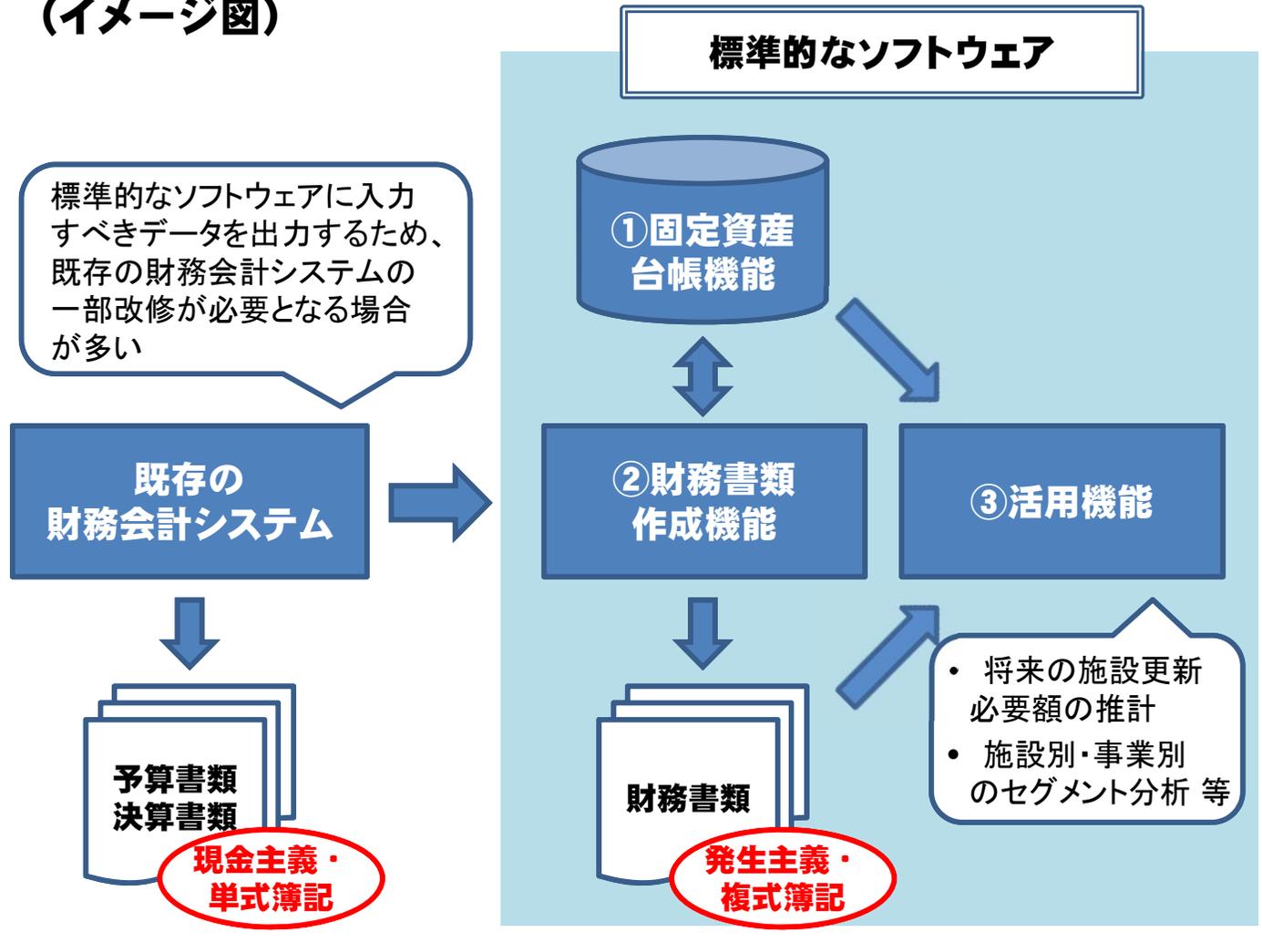
2. 連結財務書類の作成手順



地方公会計に係る標準的なソフトウェアの概要

統一的な基準による地方公会計の整備促進のため、平成27年度に標準的なソフトウェアを開発して地方公共団体に無償で提供することとした。

(イメージ図)



① 固定資産台帳機能

各固定資産の取得年月日、取得価額、耐用年数等のデータを管理する機能
(既存の表計算ソフトからのデータ取込みも可能)

⇒ H27.10に提供開始

② 財務書類作成機能

既存の財務会計システムの現金主義・単式簿記のデータ等を取り込んで発生主義・複式簿記のデータに変換して財務書類を作成する機能

⇒ H27.12に提供開始

③ 活用機能

財務書類等のデータを基に将来の施設更新必要額の推計や施設別・事業別のセグメント分析等を行う機能

⇒ H28.3に提供

地方公会計標準ソフトウェア活用機能の概要

平成28年3月にリリースした地方公会計標準ソフトウェアの活用機能は以下の3つの機能を搭載。標準ソフトウェア導入団体において、地方公会計の活用の一層の促進が期待される。

- ① 施設更新必要額の将来推計を自動で算出
- ② 施設別・事業別などのセグメント分析を簡単操作で実現
- ③ 有形固定資産減価償却率等の地方公会計から得られる指標を自動で算出

活用機能のイメージ

施設更新必要額の将来推計の算出



固定資産台帳機能が保有する固定資産の取得年月日や耐用年数、取得価額等に基づく**施設更新必要額の将来推計を自動算出**。

施設類型別・地域別の推計や、統廃合のシミュレーションも可能。

セグメント別財務書類の作成

公民館の施設別行政コスト

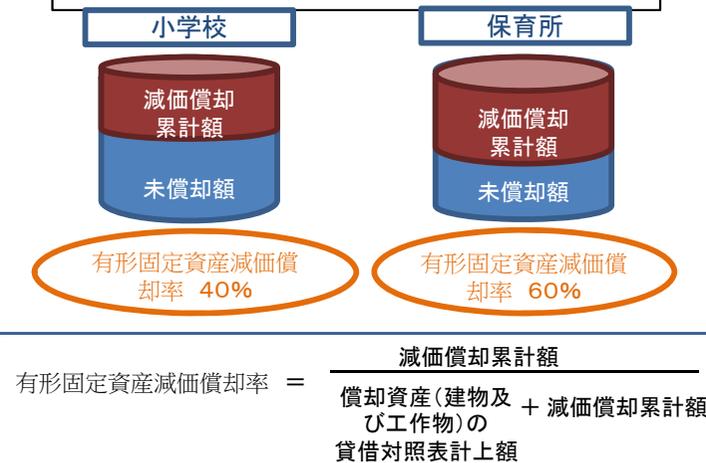
(単位:千円)

【行政コスト】			
人件費	12,237	19,103	10,316
退職手当コスト	1,170	1,890	1,080
委託料	1,391	1,056	1,908
需用費	631	5,145	2,207
減価償却費	6,056	7,857	1,828
その他	1,450	1,495	787
行政コスト合計	22,956	36,546	18,126
【収入】			
使用料	255	131	154
その他	31	177	228
収入合計	286	308	382
受益者負担割合	1.2%	0.8%	2.1%
利用者一人当たりコスト	1,398円	2,289円	1,459円

施設別・事業別等の**自由に設定したセグメントにおける行政コスト計算書等を作成し**、セグメント分析を可能に。

利用者一人当たりコスト等を勘案した上で、施設や事業のあり方を検討することができる。

有形固定資産減価償却率等の指標の算出



固定資産台帳機能や財務書類作成機能が保有するデータ等から、**有形固定資産減価償却率や債務償還可能年数等の指標を自動算出**。公会計から得られる指標を財政分析や**予算編成に活用**することができる。

自治体情報システム構造改革推進事業（普通交付税措置）

1. 自治体クラウドの推進（コスト構造改革）

自治体クラウドの導入に必要な経費を計上。

2. 情報セキュリティ構造改革

マイナンバーの情報連携が始まる平成29年7月までに都道府県や市区町村が行う所要のセキュリティ対策について、必要な経費を計上。

3. マイナンバー制度の基盤になる住基ネット等の運用

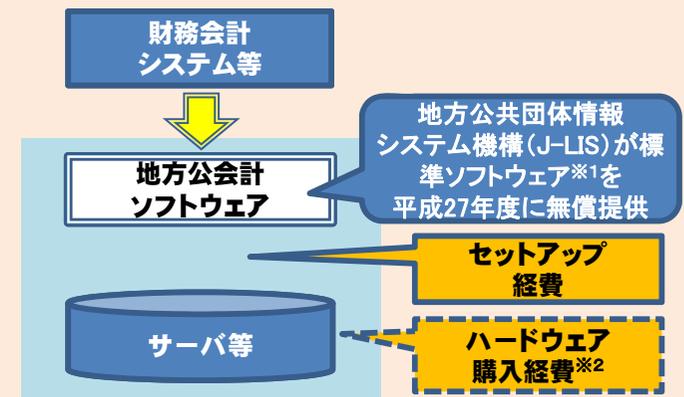
マイナンバー制度における行政機関等間の情報連携の実施に向け、必要な経費を計上。

4. 地方公会計システムの整備・運用

統一的な基準による地方公会計に係るシステムの整備・運用に必要な以下の経費を計上。

- ・地方公会計システムの稼働に必要な財務会計システム等改修経費
- ・地方公会計ソフトウェアのセットアップ経費
- ・ハードウェア購入経費（一部事務組合等に係るものに限る。）
- ・ハードウェア及びミドルウェアの保守経費

地方公会計システムのイメージ



※1 ソフトウェアの稼働に必要な前提ミドルウェア（基本版）も含む。
※2 一部事務組合等のみが対象であり、都道府県及び市区町村のハードウェア購入経費は平成20～24年度の普通交付税において措置済み。

5. デジタル方式に移行した消防救急無線システムの運用

平成28年5月末までに消防救急無線がアナログ方式からデジタル方式に移行することから、必要な経費を計上。

統一的な基準による地方公会計整備に係る特別交付税措置

1. 趣旨

平成29年度までに統一的な基準による地方公会計を整備してもらうため、総務大臣通知（平成26年5月23日付け）において、固定資産台帳の整備等を地方公共団体に要請しているところであるが、特別交付税措置を講じることで地方公共団体の経費負担を軽減し、統一的な基準による地方公会計の整備促進を図る。

2. 対象期間

平成26年度から平成29年度まで（4年間）

3. 対象経費

➤ 固定資産台帳の整備に要する経費

資産の評価及びデータ登録に要する経費（更新管理に要する経費を除く）

➤ 専門家の招へい・職員研修に要する経費

財務書類等の作成に必要なコンサルティング等に要する経費

※1 地方公会計の統一的な基準の導入に係るものに限る。

※2 一部事務組合等については、固定資産台帳の整備に要する経費に資産の棚卸しに要する経費も含む。
（都道府県及び市町村については、既に普通交付税の包括算定経費（平成20～24年度）において措置済み）

4. 措置率

1 / 2（財政力補正あり）

統一的な基準による地方公会計についての各種研修等（平成28年度）

統一的な基準による地方公会計について、総務省自治大学校、市町村職員中央研修所（市町村アカデミー：JAMP）、全国市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー：JIAM）等を活用して、財務書類等の活用方法も含めた自治体職員向けの研修を実施する予定（詳細は各機関のホームページ等を参照のこと）

区分	研修名	研修期間	定員	研修内容
総務省自治大学校 （東京都立川市）	地方公会計特別研修	平成28年5月16～20日 （5日間）	100名程度 （205名）※3	①統一的な基準による財務書類の作成実務、②固定資産台帳の整備実務、③財務書類等のマネジメントへの活用方法、④標準的なソフトウェアの概要等 ※①～③は演習を含み、JAMPやJIAMの研修よりも詳細な内容構成
市町村職員中央研修所 （市町村アカデミー：JAMP） （千葉県千葉市）	地方公会計制度（基礎）	平成28年7月11～13日 （3日間）	50名程度※1 （98名）※3	①統一的な基準による財務書類の作成実務、②固定資産台帳の整備実務、③財務書類等のマネジメントへの活用方法、④標準的なソフトウェアの概要等 ※①～③は演習を含む
	【新設】自治体マネジメントのための地方公会計実務（応用）	平成28年10月3～5日 （3日間）	50名程度※2 （64名）※3	演習・班別討議（発表含む）を通して「活用する」公会計をメインに学ぶ研修内容
全国市町村国際文化研修所 （国際文化アカデミー：JIAM） （滋賀県大津市）	自治体マネジメントのための地方公会計実務	平成28年4月25～27日 （3日間）	50名程度※1 （95名）※3	①統一的な基準による財務書類の作成実務、②固定資産台帳の整備実務、③財務書類等のマネジメントへの活用方法、④標準的なソフトウェアの概要等 ※①～③は演習を含む
	【新設】自治体マネジメントのための地方公会計実務（ステップアップ）	平成28年9月12～14日 （3日間）	50名程度※2 （47名）※3	演習・班別討議（発表含む）を通して「活用する」公会計をメインに学ぶ研修内容
	固定資産台帳の整備	平成28年6月6～7日 （2日間）	50名程度 （49名）※3	①固定資産台帳の整備実務、②固定資産台帳の活用方法等 ※①・②は演習を含む

※1 公会計業務に従事して1年未満の者

※2 公会計業務に複数年従事した者や簿記3級程度の知識を有する者（ただし、過去に自治大やJAMP、JIAMで公会計研修を受講した者はこの限りでない）

※3 ()は実際の研修生数

地方公共団体金融機構（JFM）

都道府県等の単位で研修会等（1日間程度）を開催する場合、JFMが地方支援業務の一環として公認会計士を派遣してサポートする事業（専門家派遣事業）を実施

自治体主催の研修等（特別交付税 H26～29年度）

研修に要する経費について特別交付税により措置（措置率1/2、財政力補正あり） ※必要に応じて、研修講師の紹介も実施

地方公会計整備の進捗状況（平成28年3月31日現在）

- 統一的な基準による財務書類の作成の前提となる固定資産台帳は476団体で整備済み。
- 統一的な基準による財務書類は都道府県及び指定都市においては全団体、その他の市区町村においては99.9%の団体において作成予定であり、うち45団体で作成済み。
- 作成を要請している平成29年度までには、98.8%の団体において、固定資産台帳を含む統一的な基準による 地方公会計が整備される予定。

【固定資産台帳の整備状況】

区分	都道府県		指定都市		市区町村		合計	
	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合
整備済	8	17.0%	11	55.0%	457	26.6%	476	26.6%
整備中	39	83.0%	9	45.0%	1,264	73.1%	1,312	73.4%
合計	47	100%	20	100%	1,721	100%	1,788	100%

【統一的な基準による財務書類の作成状況】

区分	都道府県		指定都市		市区町村		合計	
	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合
作成予定あり	47	100%	20	100%	1,720	99.9%	1,787	99.9%
作成済	0	0%	1	5.0%	44	2.6%	45	2.5%
平成29年度までに作成	46	97.9%	19	95.0%	1,656	96.2%	1,721	96.3%
平成30年度以降に作成	1	2.1%	0	0%	20	1.2%	21	1.2%
作成予定なし	0	0%	0	0%	1	0.1%	1	0.1%
合計	47	100%	20	100%	1,721	100%	1,788	100%

要請期間内に、
1,766(98.8%)の
団体で作成。

財務書類等の活用方法

行政内部での活用 ⇒ 人口減少が進展する中、限られた財源を「賢く使うこと」につなげる

マクロ的視点

財政指標の設定

財務書類に係る各種指標を設定

- 有形固定資産減価償却率を踏まえた公共施設等マネジメント等

適切な資産管理

- 将来の施設更新必要額の推計
 - 施設の更新時期の平準化、総量抑制等の全庁的な方針の検討
- 未収債権の徴収体制の強化
 - 貸借対照表上の回収見込額を基にした債権回収のための全庁的な組織体制の検討

ミクロ的視点

セグメント分析

事業別・施設別の行政コスト計算書等を作成することでセグメントごとの分析が可能

- 予算編成への活用
 - ライフサイクルコストを踏まえた施設建設の検討
- 施設の統廃合
 - 施設別コストの分析による統廃合の検討
- 受益者負担の適正化
 - 受益者負担割合による施設使用料の見直し
- 行政評価との連携
 - 利用者1人当たりコスト等を活用して評価

行政外部での活用

情報開示

- 住民への公表や地方議会での活用
 - 財務書類のわかりやすい公表や議会審議の活性化

- 地方債IRへの活用
 - 市場関係者に対する説明資料として活用
- PPP/PFIの提案募集
 - 固定資産台帳の公表により民間提案を募集

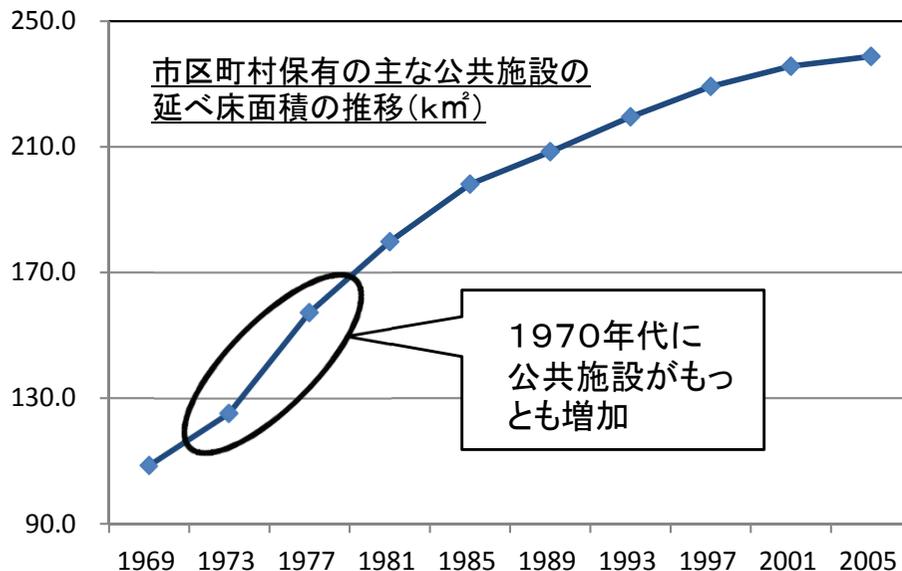
総合的な管理による老朽化対策が必要となっている背景

背景

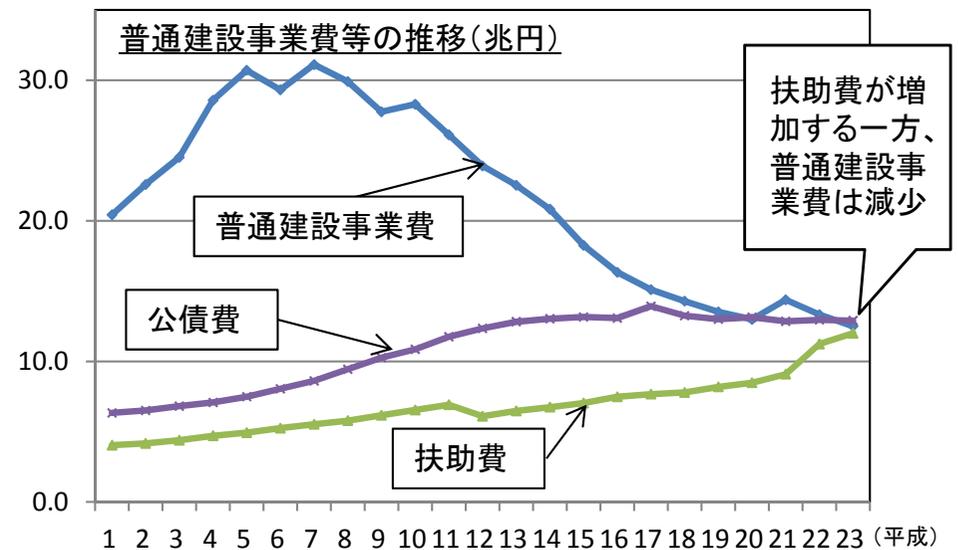
- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要がある。

公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要。

【公共施設状況調査】

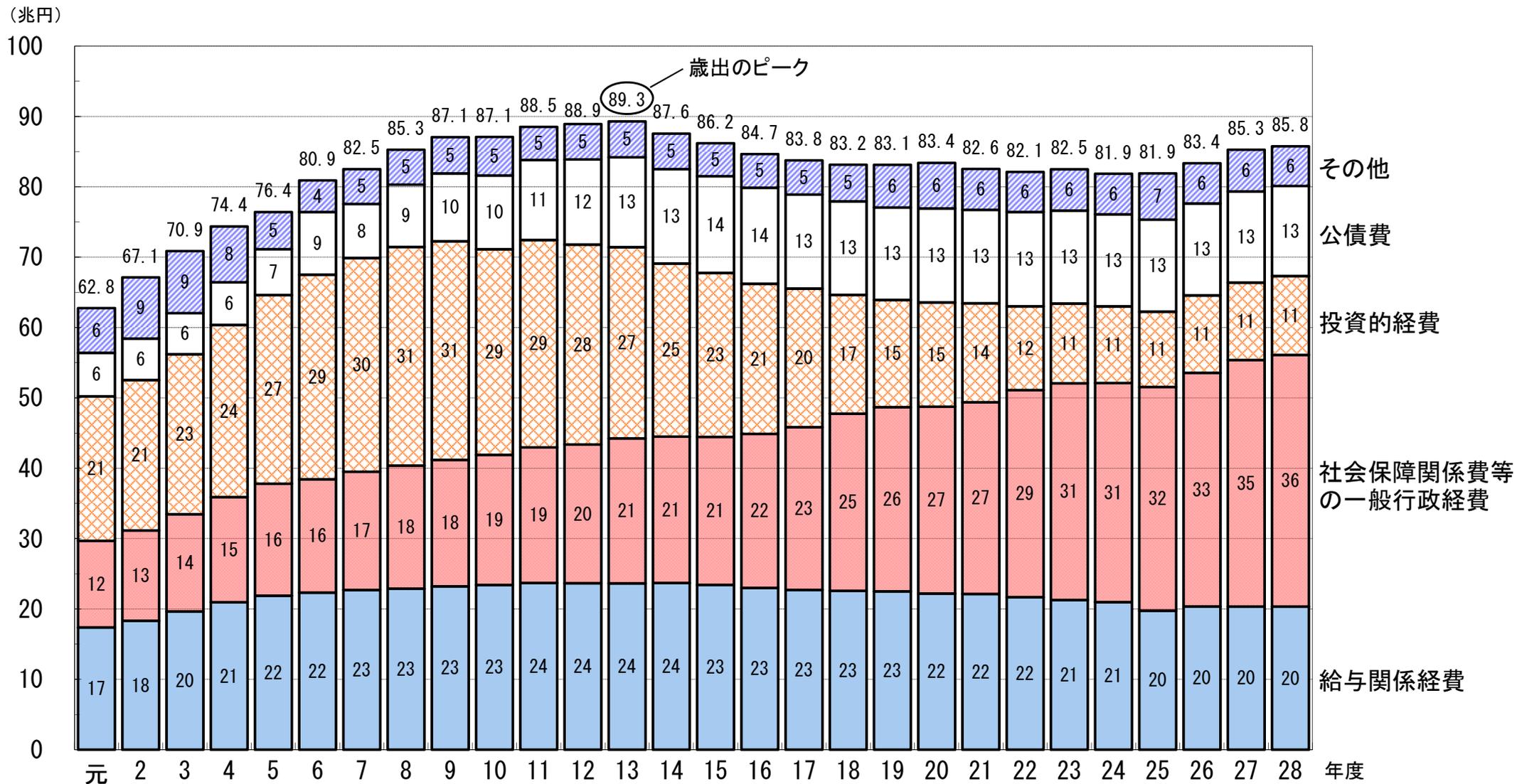


【地方財政状況調査】



地方財政計画の歳出の推移

近年の地方財政計画の歳出は、高齢化の進行等により社会保障関係費（一般行政経費に計上）が増加する一方で、行政改革等により、給与関係経費や投資的経費が減少していることから、全体としては抑制基調にある。



公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果 (H24.3)

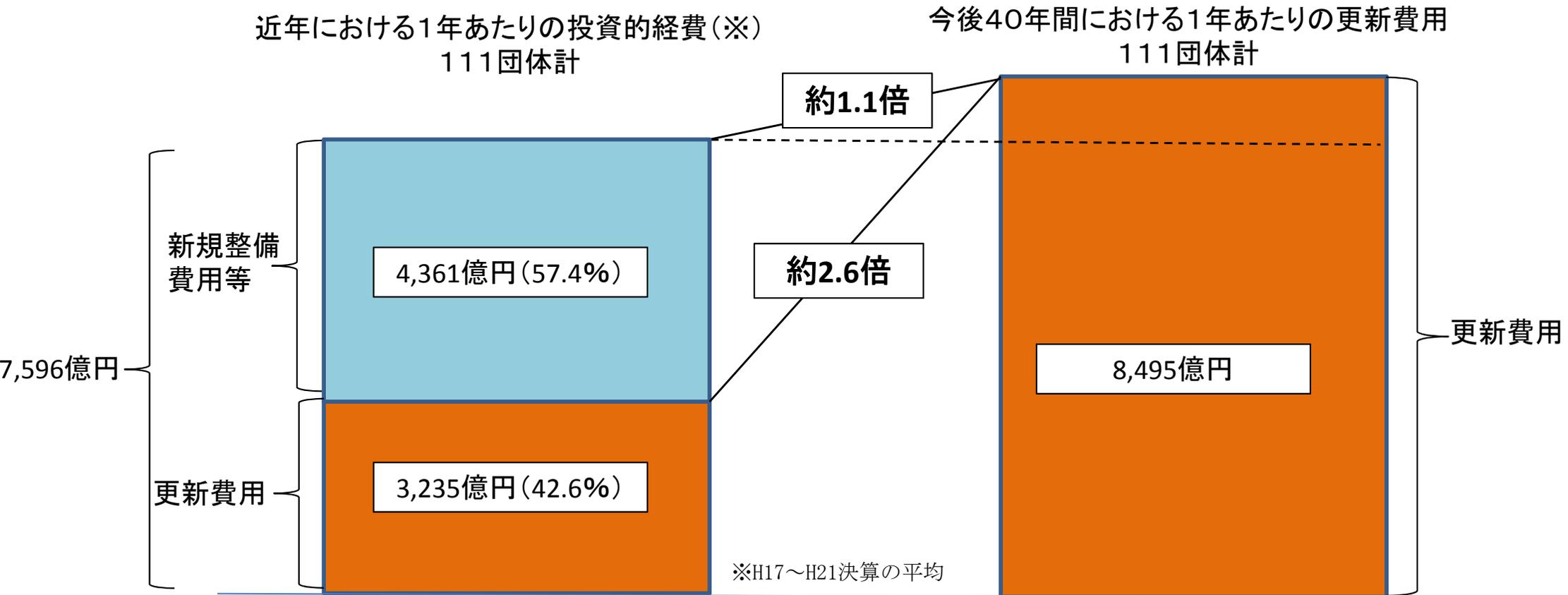
○調査対象の111団体において、

・耐用年数まで10年未満及び耐用年数を越えた公共施設の割合は平均約40%。

・今後40年間に於ける1年あたりの更新費用は、

①現在の投資的経費の約1.1倍、②現在の更新費用の約2.6倍

の額になると試算(全ての施設を更新した場合)。(参考)H26地方財政計画上の投資的経費:約11兆円



公共施設等の解体撤去事業に関する調査について（概要）

1. 調査の概要

- 平成25年9月1日現在で、解体撤去の意向のある公共施設等について調査（回答団体数：1,786団体）
（※現地建替等、他の建設事業と一体的に解体撤去を予定している施設は対象外）

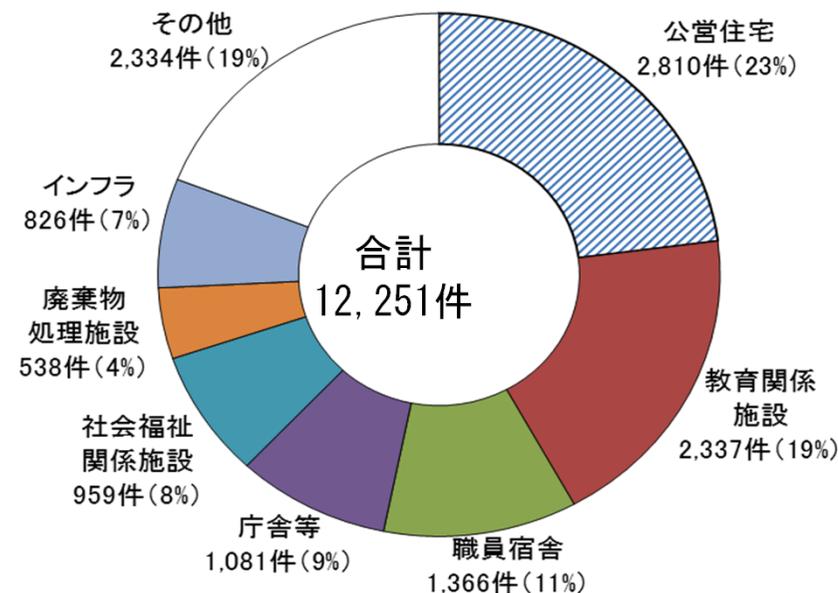
2. 調査結果の概要

- 全国で12,251件の回答。このうち、1～2年以内に解体撤去の意向がある施設は、3,969件（32.4%）。時期未定のものも5,007件（40.9%）あり、今後、中長期にわたり解体撤去の需要があると考えられる。
- 施設種類別の件数では、公営住宅が2,810施設（22.9%）で最も多く、次いで教育関係施設が2,337施設（19.1%）となっている。
- 施設の築年数については、全国平均で41年となっている。

【調査結果の概要（全国計）】

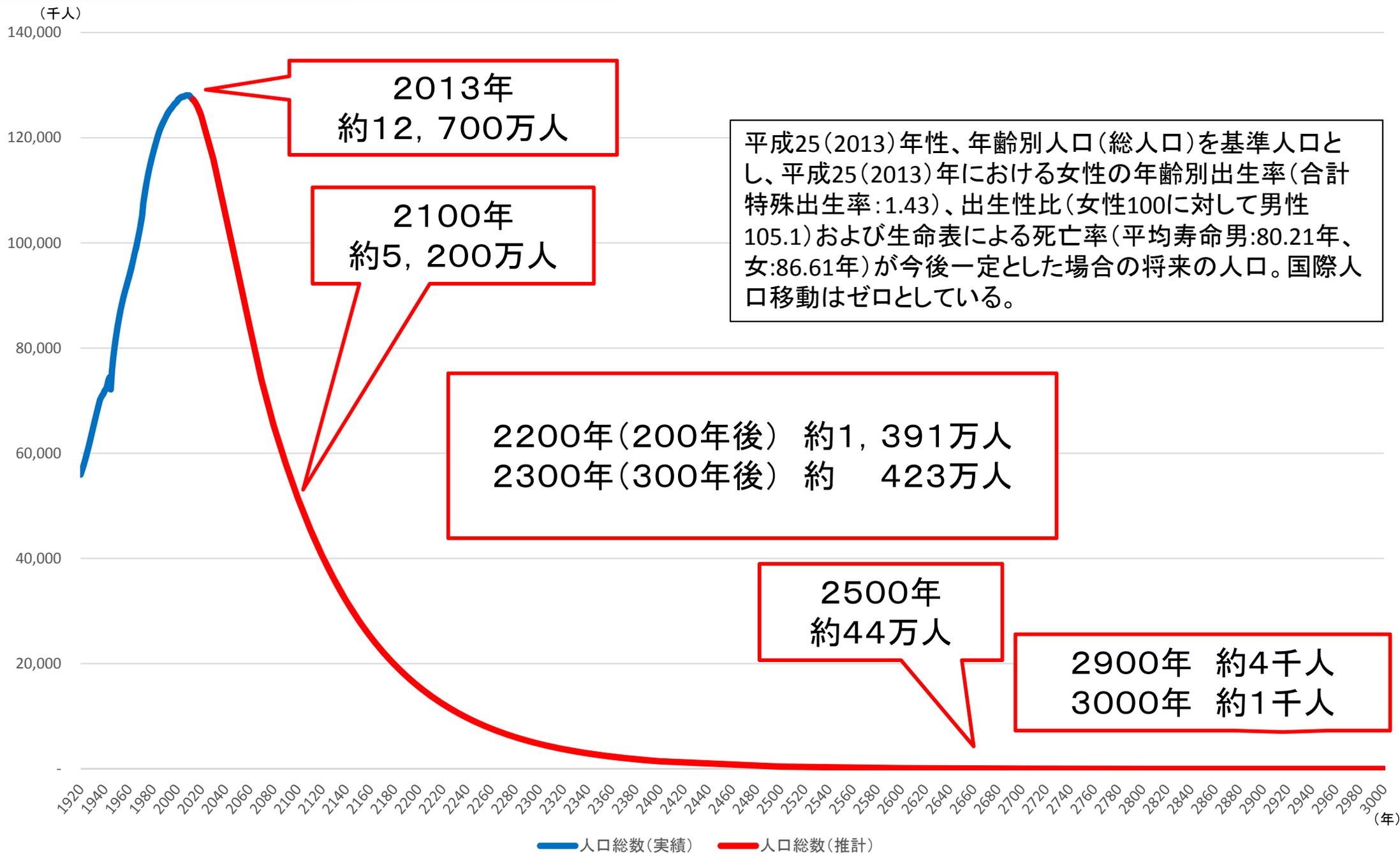
	合計	解体撤去の時期					
		緊急（1～2年以内）		数年程度後		未定	
1 回答施設数(件)	12,251	3,969	32.4%	3,273	26.7%	5,007	40.9%
2 平均築年数(年)	41	42		41		42	
3 解体撤去費用(百万円)	403,944	115,411	28.6%	127,567	31.6%	160,965	39.8%

【施設分類別の件数（全国計）】



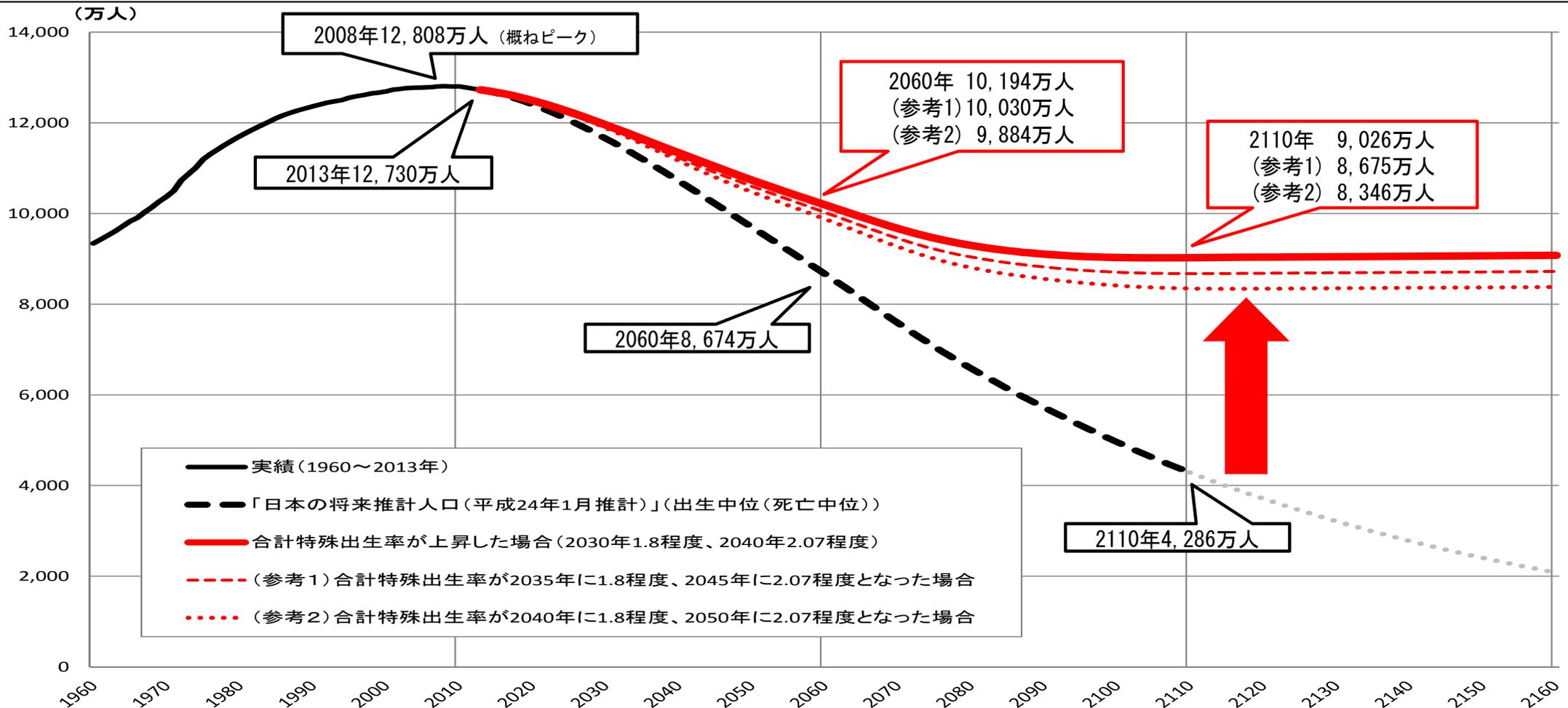
※各欄の値は当該項目の有効回答を集計したものであり、各項目の計は合計に一致しない場合がある。
 ※解体撤去費用(概算値)は、各団体からの有効回答を集計したものである。

仮に出生数・死亡数が今後一定で推移した場合の将来人口



我が国の人口の推移と長期的な見通し

- 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」（出生中位（死亡中位））によると、2060年の総人口は約8,700万人まで減少すると見通されている。
- 仮に、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度（2020年には1.6程度）まで上昇すると、2060年の人口は約1億200万人となり、長期的には9,000万人程度で概ね安定的に推移するものと推計される。
- なお、仮に、合計特殊出生率が1.8や2.07となる年次が5年ずつ遅くなると、将来の定常人口が概ね300万人程度少なくなると推計される。



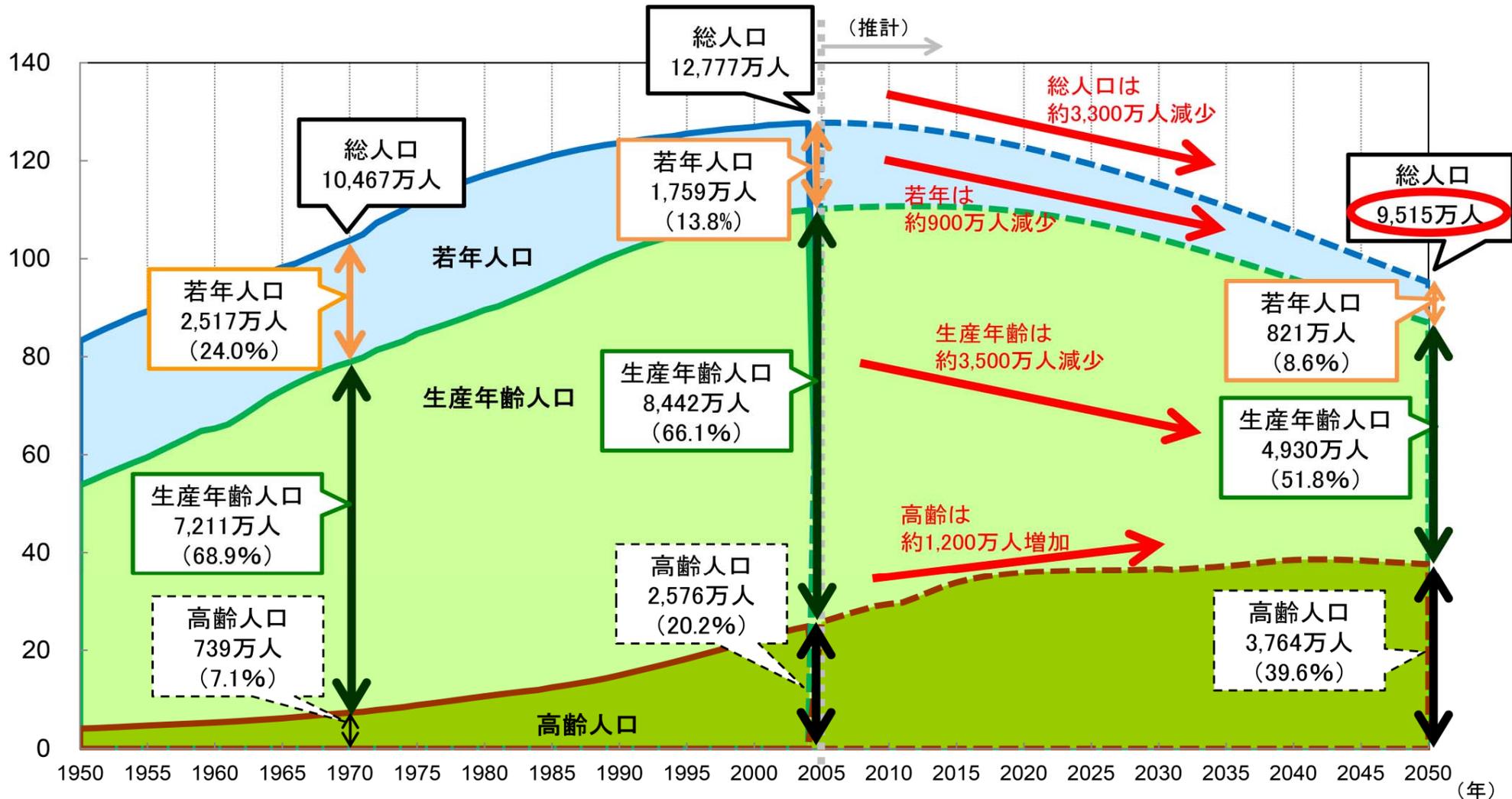
(注1)実績は、総務省統計局「国勢調査」等による(各年10月1日現在の人口)。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」は出生中位(死亡中位)の仮定による。2110~2160年の点線は2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において機械的に延長したものである。

(注2)「合計特殊出生率が上昇した場合」は、経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会における人口の将来推計を参考にしながら、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度(2020年には1.6程度)となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。

出典:内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局作成資料

我が国における総人口の推移（年齢3区分別）

- 我が国の総人口は、2050年には9,515万人となり、約3,300万人（約25.5%）減少。
- 高齢人口が約1,200万人増加するのに対し、生産年齢人口は約3,500万人、若年人口は約900万人減少。その結果、高齢化率は約20%から約40%に上昇。



(注1) 「生産年齢人口」は15～64歳の者の人口、「高齢人口」は65歳以上の者の人口

(注2) ()内は若年人口、生産年齢人口、高齢人口がそれぞれ総人口のうち占める割合

(注3) 2005年は、年齢不詳の人口を各歳別に按分して含めている

(注4) 1950～1969、1971年は沖縄を含まない

インフラ長寿命化計画の体系

「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」決定

インフラ長寿命化基本計画

(基本計画)【国】
(平成25年11月策定済)

基本計画に基づき、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画

(行動計画)

【国】

各省庁が策定

(平成28年度までに策定)

(行動計画)

【地方】

公共施設等 総合管理計画

(平成26年4月に、平成28年度までに策定するよう要請)

※「基本計画」より抜粋

行動計画に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画

※平成32年度頃までの策定を目標

(個別施設計画)

道路

河川

学校

(個別施設計画)

道路

河川

学校

※ 各府省庁は、地方公共団体等に対し、行動計画及びこれに基づく個別施設計画の速やかな策定及び公表並びにこれらの計画に基づく取組の推進を要請する。その際、行動計画や個別施設計画の策定・推進上の留意点、活用可能な支援策等についても通知し、地方公共団体等への支援に努める。

(インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議申し合わせ(平成25年11月29日)の内容を要約)

公共施設等総合管理計画の策定促進

背景

- ・ 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- ・ 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- ・ 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。



各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要。

「公共施設等総合管理計画」の策定 (平成26年4月22日総務大臣通知により策定要請) ※平成26～28年度の3年間で策定

＜公共施設等総合管理計画の内容＞

1. 所有施設等の現状

- ・ 公共施設等の現況及び将来の見通し
- ・ 総人口や年代別人口についての今後の見通し
- ・ 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費やこれらの経費に充当可能な財源の見込み

2. 施設全体の管理に関する基本的な方針

- ・ 計画期間：10年以上
- ・ 全ての公共施設等を対象。情報の管理・集約部署を定める。
- ・ 現状分析を踏まえ、今後の公共施設等の管理に関する基本的な方針を記載。
- ・ 計画の進捗状況等に応じ、順次計画をバージョンアップ。今後は、管理に関する基礎情報として固定資産台帳を活用。

【取組の推進イメージ】

公共施設等の管理

- 長期的視点に立った老朽化対策
- 適切な維持管理・修繕の実施
- トータルコストの縮減・平準化
- 計画の不断の見直し・充実

まちづくり

- PPP/PFIの活用
- 将来のまちづくりを見据えた検討
- 議会・住民との情報及び現状認識の共有

国土強靱化

- 計画的な点検・診断
- 修繕・更新の履歴の集積・蓄積
- 公共施設等の安全性の確保
- 耐震化の推進

地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について(平成27年8月28日発出)

- ・ 平成28年度までに、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための計画を策定するとともに、公共施設等の集約化・複合化等に踏み込んだ計画となるよう努めること。

地方公会計の活用のあり方に関する研究会の概要

1. 背景・目的

統一的な基準による地方公会計について、課題や今後のあり方等を検討することにより、地方公会計のより一層の活用につなげる。(第1回:平成28年4月28日～第5回:平成28年9月23日)

2. 主な検討内容

- (1) 地方公会計の活用事例収集・普及
- (2) マニュアルQ&A集の充実
- (3) 各種指標の有用性の検証
- (4) 財政分析手法の検証

3. 構 成 員

- 天川 竜治 (熊本県宇城市総務部財政課長) (敬称略)
- 稲沢 克祐 (関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授) (五十音順)
- 遠藤 尚秀 (福知山公立大学地域経営学部教授)
- 柏木 恵 (キャノングローバル戦略研究所主任研究員)
- 座長 小西 砂千夫 (関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授)
- 小室 将雄 (有限責任監査法人トーマツパートナー 公認会計士)
- 菅原 正明 (公認会計士・税理士)
- 関口 智 (立教大学経済学部経済政策学科教授)
- 田中 弘樹 (愛媛県砥部町会計課課長補佐)
- 徳重 覚 (埼玉県企画財政部市町村課長)
- 中川 美雪 (有限責任あずさ監査法人マネジャー 公認会計士)
- 古市 将人 (帝京大学経済学部経済学科講師)
- 細井 雅代 (追手門学院大学経済学部経済学科准教授)

地方公会計の活用のあり方に関する研究会報告書概要

「統一的な基準」による地方公会計の整備が進むことにより、「作って見せる」公会計から「活用する」公会計へとステージが変わることが期待されていることから、活用事例の掘り起こしや、地方公会計の整備促進に資する質疑応答集の充実、地方公会計の整備により得られる指標の検証等、今後の地方公会計の活用のあり方について検討を行った。

1 活用事例について

- ・ 3団体(愛媛県伊予郡砥部町、京都府相楽郡精華町及び熊本県宇城市)から収集した先進事例について周知する。

2 Q&Aの追加について

- ・ 地方公共団体において汎用性の高い有用なQ&AについてマニュアルのQ&A集に追加する(31項目)。

3(1) 地方公会計の整備により算出される指標の有用性の検証について

- ・ 耐用年数省令による耐用年数を用いて算出される資産の減価償却累計額の割合を示す指標は、地方公共団体の資産の現状を比較可能な形で「見える化」することができる点に意義があり、今後、「有形固定資産減価償却率」として活用していくことが適当である。
- ・ 各地方公共団体は、「有形固定資産減価償却率」に加え、それぞれの判断により、資産を実際に使用できると考えている年数である「使用可能年数」の設定や各種の老朽化対策の取組の公表を行い、資産の実態を説明していくことが重要である。
- ・ 資産の保有量や「有形固定資産減価償却率」などのストック情報については、地方公共団体が住民にサービスを提供する観点から維持していかなければならない公共施設等の類型ごとに把握し、団体間比較を行っていくことが重要である。

3(2) 財政分析手法の今後の検討課題について

- ・ 類型設定の基準等について、現行の類似団体設定の基準である「人口及び産業構造」を、より有効に機能させるため、産業構造の変化を反映させ、以下のとおりとすることが適切である。
 - ・ 都市においては、第2次・第3次産業人口比率の区分を95%から90%に引き下げる。
 - ・ 町村においては、第3次産業人口比率の区分を55%から60%に引き上げる。

セグメント分析（予算編成への活用）

【事例】 予算要求特別枠による中長期的なコストの削減（愛媛県伊予郡砥部町）

背景・目的

- 予算の編成過程において、施設別・事業別財務書類の活用や中長期的なコストの「見える化」により、限られた財源を賢く使うことを促進していく。

事例概要

- 平成28年度において、公会計を活用した「予算要求特別枠」を設定。中長期的なコスト減につながる事業(蛍光灯のLED化、高耐久性部材の導入等)については、通常の予算要求枠とは別枠での予算要求を可能とした。
- 各担当課は、施設別・事業別の財務書類を審査資料として財政当局に提出。中長期的なコスト減の検証などを行って

年間コスト比較（イメージ） [施設別のライフサイクルコスト(試算)]

	初期費用	初期費用／耐用年数
蛍光灯	300万円	150万円
蛍光灯型LEDランプ	1,000万円	100万円

LED化した場合、年間50万円削減でき、電気代の削減も2割程度期待。

中長期的にはLED照明器具の方が安くなるため、LEDを選択。

※耐用年数について、通常の蛍光灯は2年、LEDライトは10年と仮定
※この他、電気代の削減も2割程度期待できる。

効果等

- 「予算要求特別枠」を創設することにより、財務書類を積極的に活用し、中長期的なコストを意識した予算編成を行う機運が醸成された。

情報開示（財政を住民とともに考える）

【事例】 広報誌、 バランスシート探検隊等による広報活動（愛媛県伊予郡砥部町）

背景・目的

- 広報誌とともに、多くの住民が楽しく参加できるイベントを通して財務情報を伝える。

事例概要

- バランスシート探検隊(砥部町版)

参加者が町の財政や人口問題を勉強し、付箋紙を使って仕訳から財務書類ができるまでを体験したあと、施設別財務書類データが記載されたノートを持って公共施設を見学する。

- SIM2030inとべ

参加者は、架空の地方公共団体の部長となり、限られた収入の中で、事業の実施、資金調達の方法等の選択をしながら、15年後までの地方公共団体の経営をシミュレートする。議会への説明も交えながら、特色あるまちづくりを目指す。

- 広報誌

住民向けに「公会計」の必要性などを毎月掲載する。

資産		負債	
固定資産	流動資産	負債	純資産
建物 100,000	現金 100,000	借入金 200,000	固定資産 100,000
備前金 50,000	債権 100,000	繰上金 100,000	純資産 100,000
固定資産 150,000	流動資産 200,000	負債 300,000	純資産 100,000



効果等

- 公会計を通じて町の財政について住民・議員・職員が共通の土俵で議論することができ、財政改革に対する意識が向上した。

適切な資産管理（将来の施設更新等の財源確保）

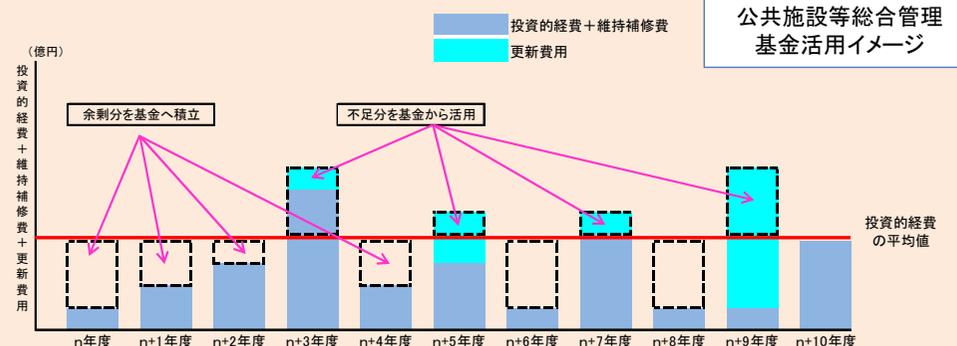
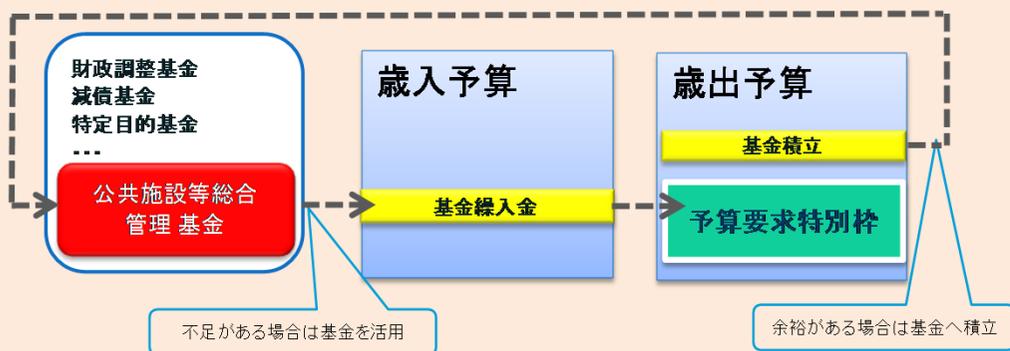
【事例】適切な資産管理のための基金の創設（京都府相楽郡精華町）

背景・目的

- 将来発生する公共施設等の更新需要に備えるため、長期的な視点を持って、公共施設等の更新や長寿命化対策を計画的に行うとともに、所要の財源の確保、財政負担の平準化を図る必要がある。

事例概要

- 耐用年数が到来した資産を固定資産台帳から抽出し、資産所管課において、資産の取替・修繕・廃棄の可否について検討。
- 施設設備の老朽化対策、予防保全、中長期的なコスト削減を可能とする事業に優先的配分するための「予算要求特別枠」を創設。
- 将来発生する更新費用や投資的経費の年度間の不均衡に対応するため、公共施設等総合管理基金を創設。



効果等

- 公共施設等総合管理基金を創設し、新たに通常予算枠とは別枠で設ける予算要求特別枠の財源としても活用することで、財源をローリングし、公共施設マネジメントに備えた実効性のある予算の編成が期待できる。

情報の管理（日々仕訳の活用）

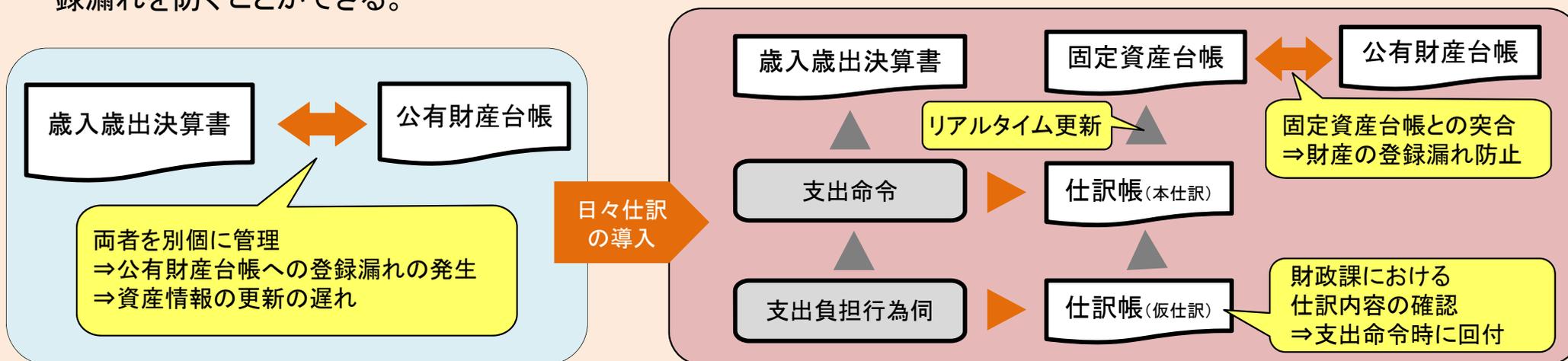
【事例】台帳の管理体制の強化（京都府相楽郡精華町）

背景・目的

- 歳入歳出執行情報と公有財産台帳情報を別個に管理していたため、公有財産台帳への登録漏れが発生するとともに、資産情報を日々更新することができなかった。

事例概要

- 日々仕訳を行うことにより、資産情報を固定資産台帳にリアルタイムで更新することができる。
- リアルタイムで更新される固定資産台帳と突合することで、公有財産台帳を日々更新することができるとともに、財産の登録漏れを防ぐことができる。



効果等

- 日々仕訳を導入することにより、資産の増減に関する複式仕訳と固定資産台帳への登録を事務フローに組み込むことで、公有財産台帳への登録漏れを防ぐとともに、固定資産台帳をリアルタイムで更新することができる。
- 各資産担当課において、保有資産に対する責任意識の醸成が期待できる。

セグメント分析（施設の統廃合）

【事例】セグメント分析による図書館の統廃合（熊本県宇城市）

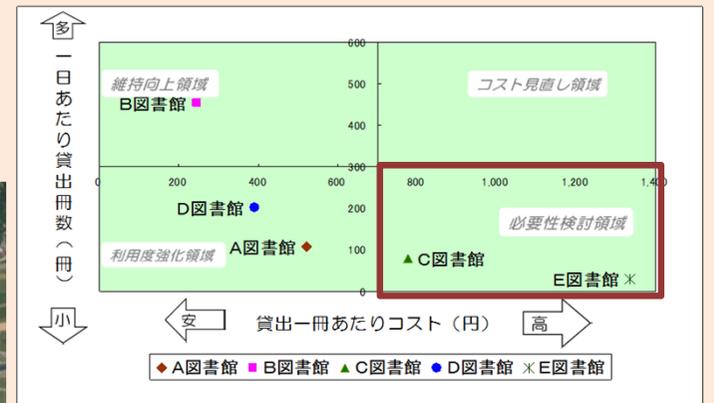
背景・目的

- 合併に伴い、同種同規模の建物が旧町ごとに存在している現状は、少子高齢化、市民ニーズの多様化、合併による生活圏の変化に合致した施設規模・配置では必ずしもなくなってきている。
- 多くの施設を維持管理する上で、更新又は大規模改修が必要な施設に計画的かつ適切な保全管理ができていない。

事例概要

- 財務書類をもとに作成した「施設白書」のデータを使い、一日当たりの貸出冊数、貸出一冊当たりのコストをグラフ化し、4つのグループに分け、各図書館の評価分析を実施。
- 必要性検討領域にある2つの図書館について、以下の要素も考慮しながら、移転、解体等を検討。

- ・耐震性
- ・地理的要素 等



効果等

- 検討の結果、耐震性が低いC図書館については、平成27年度解体撤去。
- 市街地中心部から離れていたE図書館はA図書館の分館として中心部にある支所に移転（貸出冊数が倍増（1,500冊→3,000冊/月））。E図書館であったスペースは手狭になった郷土資料館の拡張に利用。

セグメント分析（予算編成への活用）

【事例】 予算編成のための行政コストの比較（熊本県宇城市）

背景・目的

- 合併時点では、事業や施設管理の予算編成の基準が旧町ごとに異なっており、予算編成時点で行政コスト等の比較検討をすることが必要となっていた。

事例概要

- 予算科目を設定する際、款・項・目の下に担当係別に施設別等に事業単位を設定することで、予算編成時点において事業別・施設別の行政コスト計算書等を作成し、比較分析。

款	款名称	項	項名称	目	目名称	事業連番	事業名称
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	200	図書館一般経費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	202	図書館運営委員会経費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	203	A図書館施設管理経費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	204	B図書館施設管理経費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	205	C図書館施設管理経費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	206	D図書館施設管理経費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	207	E図書館施設管理経費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	1051	図書館職員人件費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	1143	図書館建設経費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	1230	移動図書館事業費

「図書館施設管理経費」とひとくりにするのではなく、各図書館単位で設定

効果等

- 予算科目の細かい設定により、予算編成時点で事業別・施設別の行政コスト計算書等を作成することが可能となった。
- 行政コスト計算等により、利用者一人当たりコスト、利用状況等を勘案した上で、施設や事業の在り方を検討することが可能となった。

業務の効率化（効率的な日々仕訳の導入）

【事例】日々仕訳の自動化による業務の効率化（熊本県宇城市）

背景・目的

- 各事業担当課の職員が日々仕訳を行えるほど、公会計の知識が十分ではなかった。
- できる限り仕訳を行う職員の負担を軽減することが必要であった。

事例概要

- 決算統計のために委託料・工事費・備品購入費等の節の下に細節を設定していたところに、追加して仕訳コードを付す。
- 仕訳コードを付すことにより、財務会計システムから出力される歳入歳出のデータを資金仕訳変換表に則して全ての自動で仕訳のデータに変換する。

決算統計のためのコード化

会計	款-事業	事業名	節-細節
所属		説明名称	
001	007002004-000421	橋りょう維持単独事業	013001
土木課土木係		101 長寿命化修繕計画策定業務委託料	
001	007002004-000421	橋りょう維持単独事業	013003
土木課土木係		001 測量設計業務委託料	

細節のコード

説明コード

日々仕訳にも対応したコード化

会計	款-事業	事業名	節-細節	借方
所属				貸方
	007002004-000421	橋りょう維持単独事業	013001	行政コスト計算書(PL) - 物件費(86)
土木課土木係		101 長寿命化修繕計画策定業務委託料		資金収支計算書(CF) - 物件費等支出(132)
	007002004-000421	橋りょう維持単独事業	013003	貸借対照表(BS) - インフラ資産 - 建設仮勘定(28)
土木課土木係		001 測量設計業務委託料		資金収支計算書(CF) - 公共施設等整備費支出(151)

仕訳コード

システム
改修後

効果等

- 複数ある仕訳パターンを一对一にすることにより、仕訳が自動で行われ、業務が効率化。
- 細節のコードと仕訳コードを連動させたことにより、日々仕訳から自動で決算統計が作成され、業務が効率化。

Q & Aの追加について

○ 統一的な基準による地方公会計マニュアルのQ & A集に以下のQ & Aを追加する。

番号	質問	回答
1	<p>固定資産台帳の整備に当たり、付随費用も把握することとなるが、期末一括仕訳を想定した場合、後で登記費用などを個別仕訳(同時に固定資産台帳登録)することは難しいと考えている。付随費用の把握に有効な手法を御教示願いたい。</p>	<p>「台帳手引き」39段落には、「例えば土地の取得価額には、購入手数料、測量・登記費用、造成費及び造成関連費用、補償費といったもの、工作物である道路の取得価額には、道路そのものの取得にかかる直接的な対価のほか、街灯、ガードレール、標識等の附属設備の価額を含めます。」と記載されています。そのため、これらの支出については、事前に主体となる資産の名称、内容、金額を記録しておくことが期中から必要です。</p> <p>また、上記対応を実施するためには何が付随費用に該当するかについて庁内に周知し、事前に記録しておく仕組みを作ることが必要であると考えられます。</p>
2	<p>既存資産を除却した際の取扱いについて、例えば以下の場合、「〇〇」に係る金額を固定資産台帳から控除する必要がありますのでしょうか。</p> <p>①A建物を全部取り壊した場合の「A建物」 ②A建物を半分取り壊した場合の「A建物の半分」 ③A建物を半分取り壊し、当該部分を増築し直した場合(=建物の改築を想定)の「A建物の半分」</p>	<p>お見込みのとおり、全てのケースにおいて、固定資産台帳から控除(全部又は一部減額)することとなります。</p>
3	<p>例えば耐用年数が50年であるA建物について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和45年度に100,000千円で取得 ・昭和55年度に10,000千円の資本的支出 ・平成5年度に20,000千円の資本的支出 <p>という状況が判明している場合、「台帳手引き」64段落にいう「原則」に従うとすれば、固定資産台帳の取得価額等に記載する金額は次の理解で正しいでしょうか。</p> <p>①A建物の再調達原価(昭和59年度以前のため) ②記載しない(昭和59年度以前のため) ③20,000千円(昭和60年度以降の資本的支出のため)</p>	<p>原則として、「台帳手引き」41段落の記載に則り、①、②、③をそれぞれ別個の資産として認識することが適当です。</p> <p>したがって、</p> <p>①については、お見込みのとおりです。</p> <p>②については、昭和59年度以前取得分であるため、「台帳手引き」64段落の記載に則り、原則として再調達原価で評価することが必要です。なお、建物の延べ床面積が増加する工事である場合は「台帳手引き」別紙7に記載の単価等を用いて再調達原価を算定し、耐震補強工事や避難階段設置工事のように建物の延べ床面積が増加しない工事である場合は支出額を再調達原価とみなすことが考えられます。</p> <p>③については、お見込みのとおりです。</p> <p>ただし、昭和59年度以前に取得した建物に関し、地方公共団体の判断で、取得後の一定額以下の資本的支出は台帳に計上しないという考え方をとり、①のみ再調達原価で評価した金額を固定資産台帳に記載することも考えられます。</p>

Q & Aの追加について

番号	質問	回答
4	美術品は300万円以上の場合に、資産として計上することとなりますが、文化財として管理している美術品は資産対象範囲外としてよいのでしょうか。	文化財であるからといって、一律に資産計上の対象外とすべきではないと考えます。 なお、文化財等を資産として計上する際も、取得価額又は再調達原価により計上することが原則ですが、例えば遺跡から大量に出土した物等、資産価値の把握が困難な場合に、地方公共団体の判断により備忘価額1円とすることも考えられます。
5	固定資産台帳に記載する物品として、「取得価額又は見積価額が50万円以上の場合」とされていますが、単価が50万円未満の物品を複数個まとめて整備し、50万円以上となった場合は、資産として台帳に記載し、単体で整備した場合は、台帳に記載しないよいのでしょうか。	物品単体で50万円を超えなければ、資産計上する必要はありません。これは、あまりに少額なものまで固定資産として計上すると、その後の資産管理が煩雑となるため定められた重要性の基準値であり、複数の物品をまとめて整備し全体の額が50万円を超えたとしても、台帳に記載することとはなりません。 一方で、単品で50万円を超えないものであっても、複数の資産が一体となって機能し、取得と除却がその単位で行われるものであれば、まとめて計上します。
6	固定資産台帳をもって公有財産台帳に代えることは可能でしょうか。	各地方公共団体において定めている公有財産台帳に記載すべき内容が、固定資産台帳に記載されていれば、公有財産台帳兼固定資産台帳として取り扱うこともできます。
7	橋りょうの工事単価が不明な際に、直近の工事費の平均を算出とあるが、直近の工事が無い場合にはどのように工事単価を算出するのでしょうか。	直近の工事实績が無い場合には、実際に現時点で橋りょうを整備するとしたら、どの程度かかるのかを積算する、又は近隣他団体での実績値を参考とするなどの方法が考えられます。
8	地方消費税清算金(歳出)は、どの勘定科目で処理するのでしょうか。	地方消費税清算金は、各都道府県に国から払い込まれた額を消費に相当する額に応じて相互間に清算するための歳出であることを踏まえ、一例として以下のとおり仕訳します。 【純資産変動計算書】 税込等 ／【資金収支計算書】 業務費用支出(その他)
9	国庫補助金などの返納金は、どの勘定科目で処理するのでしょうか。	受領した当該年度に返納する場合、一例として以下のとおり仕訳します。 【純資産変動計算書】 国県等補助金 ／【資金収支計算書】 国県等補助金収入(業務又は投資) (国庫補助金にマイナスを立てる仕訳)

Q & Aの追加について

番号	質問	回答
10	<p>県において市町村への無償譲渡が前提となっている土地改良事業や、県が管理する国道の新設などに係る委託料や工事請負費の支出についてはどのように計上するのでしょうか。</p>	<p>「【行政コスト計算書】移転費用(補助金等)」に計上します。 完成まで建設仮勘定とし無償所管換等に計上という考えもありますが、最終的に県の固定資産にならないものを完成まで建設仮勘定として計上する必要はありません(ただし、「台帳手引き」21段落に記載するとおり、当該団体の資産としては計上しないものの、公共施設等のマネジメントの観点から、固定資産台帳に記載し、貸借対照表に土地・償却資産別の取得価額等及び減価償却累計額を注記することは望まれます。)</p>
11	<p>県が管理する国道等の所有外資産に対する修繕費等も「【行政コスト計算書】物件費等(維持補修費)」に計上するのでしょうか。</p>	<p>所有外資産であっても、管理者として維持補修していることから、「【行政コスト計算書】物件費等(維持補修費)」として計上します。</p>
12	<p>減債基金について、マニュアルの別表6-4で固定資産になるものと流動資産になるものが分かれています。区別の基準は何でしょうか。</p>	<p>減債基金のうち固定資産となるものと流動資産となるものの区分方法について以下のとおり例示します。 〔固定資産〕 ・繰上償還相当額を減債基金に積み立てるもの ・満期一括償還に備えて毎年一定率ずつ減債基金に積み立てているもの 〔流動資産〕 ・歳計剰余金処分により積み立てたもの等、特定の地方債との紐付けがないもの</p> <p>なお、1年以内に償還予定の満期一括償還地方債の償還のために減債基金に積み立てたものについては、当該満期一括償還地方債を流動負債に振り替えるのに合わせて、流動資産に振り替えることも考えられます。</p>
13	<p>固定資産の除却については、当該費用は資産計上すべきでしょうか。又は維持補修費として取り扱うべきでしょうか。 仮に資産計上した場合は、除却した償却資産の帳簿価額が消し込まれているにもかかわらず、当該除却費用が数値上の資産として残るものと思われれます。</p>	<p>固定資産の除却の場合、当該支出は資本形成にはつながらないため、資産計上すべきではありません。 固定資産台帳に簿価が残っている場合、除却に伴って固定資産がなくなるため、残っている分については、「【行政コスト計算書】臨時損失(資産除売却損)」に計上されます(別表7-5 歳入歳出データに含まれない非資金仕訳)。 また、除却に伴って解体費用等が別途発生する場合には、解体費用等を資産除売却損に含めます。</p>

Q & Aの追加について

番号	質問	回答
14	建物、建物附属設備、工作物、物品の違いについて、例示してください。	<p>建物、建物附属設備、工作物、物品は、以下を参考に判断してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建物 <ul style="list-style-type: none"> ・相当の期間、存在することを前提に、原則として屋根・壁・柱を有する土地の上に建てられたもの ○建物附属設備 <ul style="list-style-type: none"> ・建物に付随して機能するもの 例：冷暖房設備、電気設備、排水衛生設備、昇降設備等 ○工作物 <ul style="list-style-type: none"> ・土地の上に定着する建物以外のもの ・人間が継続的に居住・滞在する目的以外のために設計されたもの 例：塀、防壁、堤防、トンネル、橋りょう、煙突、貯蔵用タンク、ため池、ダム、屋外広告塔、駐車場（舗装路面）、舗装道路（アスファルト敷やれんが敷等）等 ○物品（工作物、建物、建物附属設備との違いの観点から） <ul style="list-style-type: none"> ・土地に定着していない、据置きのもの ・固定されてはいるが、天井又は壁面等に金具によって取付・設置されているもの（建物又は工作物そのものと一体となっているものは、建物又は工作物として取り扱う。）
15	公有財産台帳等から取得原価がわかっていたとしても、昭和59年度以前に取得したものは原則として取得原価不明なものとして取り扱い、別途再調達原価を把握し採用する必要があるのでしょうか。	比較可能性を確保する観点から、開始時については、昭和59年度以前に取得したものは、原則として、取得原価不明なものとして取り扱う必要があります。
16	資産計上の金額基準として、物品は50万円（美術品は300万円）、ソフトウェアも物品に準じて取り扱うことが可能とされていますが、その他の償却資産（工作物等）について適用の余地はないのでしょうか。	償却資産については、各団体において、資産としての重要性を踏まえて公有財産の規則等で金額基準を定め、一定額以下は計上しないとする取扱いも考えられます。
17	埋立を行った場合、資産をどのように認識すべきでしょうか。	埋立地については、土地の取得として認識します。 その上に整備した護岸については、工作物として認識します。
18	分収林については、その実質的な売却価値が固定資産台帳に計上する価額となるのでしょうか（例えば地権者と7:3で収益を按分する場合は、按分後の価額になるのでしょうか。）。	分収林における立木竹の所有者は地方公共団体となるため、再調達原価を全額計上します。

Q & Aの追加について

番号	質問	回答
19	地方公共団体が管理することとされている普通河川は、資産として計上しない取扱いでよいのでしょうか。	普通河川は法定外公共物であり、その取扱いについては、「台帳手引き」21段落にあるとおり、当該地方公共団体の資産としては計上しないものの、固定資産台帳に記載し、貸借対照表に取得原価等の財務情報を注記することが望まれます。 その際、取得原価等については、過去の整備費等の合計額として差し支えありません。
20	アスファルト舗装道路の一般的な構造のうちどの部分を道路として計上し、どの部分を土地とするのか。道路は「道路改良」と「舗装工事」に分けるのでしょうか。	基本的には、路床は土地、路盤は道路改良、基層・表層は舗装道路(アスファルト敷)とすることが考えられますが、これらの各事業費の区分ができない場合には、一括して道路とすることも差し支えありません。
21	ソフトウェアとハードウェアを一体で購入しており、その取得価額の内訳の把握が困難な場合、区別せずいずれかの勘定科目に含めてよいのでしょうか。	取得価額の内訳を区分するのが困難な場合には、いずれかの勘定科目に含める取扱いも差し支えありません。
22	中央制御システムによって、工場内の機械及び装置を動かしている場合の当該制御システムは、「台帳手引き」70段落④に準じて、ソフトウェアを区別せず、当該機械及び装置を計上する物品等の勘定科目に含めて計上してよいのでしょうか。	当該機械及び装置と当該制御システムが一体とならなければ機能しない性格のものであれば、お見込みの取扱いで差し支えありません。
23	「台帳手引き」26段落の所有権移転ファイナンス・リース取引に該当するリース取引に関し、 (1) 契約上は明記されていないが契約終了時の無償譲渡が慣例で行われる場合も、26段落①にある契約上リース期間終了後等に所有権が移転する場合に準ずる取扱いとしてよいのでしょうか。 (2) 市販のソフトや機械及び装置の軽微なカスタマイズ程度の場合は、26段落③の特別仕様に該当しないものとしてよいのでしょうか。	(1) について、お見込みのとおりです。 (2) について、カスタマイズの程度によりますが、汎用性が失われていないのであれば、お見込みのとおりです。
24	リース資産の取得価額について、利息相当額を除かない方法も認められるのでしょうか。	原則として、リース資産は、リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除した金額を計上しますが、金額等の観点から重要性が乏しいと認められる場合は、継続的な処理を前提に、リース料総額から利息相当額の見積額を控除しない方法によることもできます。
25	「台帳手引き」40段落では、資本的支出に関する記述が有形固定資産に限定されていますが、無形固定資産は含まないのでしょうか。	無形固定資産についても同様の取扱いとなります。

Q & Aの追加について

番号	質問	回答
26	開始後に耐用年数を修正する際の処理は、どのように行うのでしょうか。	<p>基本的には、以下の取扱いによることとなります。</p> <p>開始時の耐用年数が間違っていた場合： 本来の耐用年数により計算された減価償却累計額とこれまでの減価償却累計額の差額を全て当年度の「【行政コスト計算書】臨時損失又は臨時利益(その他)」に計上します。</p> <p>用途の変更をする場合： 変更時の簿価に、変更後の残存耐用年数に応じた償却率を乗じて算出した金額を当年度の減価償却費として「【行政コスト計算書】物件費等(減価償却費)」に計上します。ただし、いずれの場合も、各地方公共団体の判断により、金額等による重要性の観点に照らして、耐用年数を修正しない取扱いも差し支えありません。</p>
27	工事のために土地を先行取得して期末を迎える時、土地取得費は土地勘定、建設仮勘定のどちらでしょうか。	一般的には土地勘定に計上することとなりますが、建設費等の総額を明確にする観点から、複数年度にわたる事業について建設費等を一旦建設仮勘定に集約し、完成時に各固定資産に振り分ける取扱いも考えられます。
28	土地区画整理事業の事業期間は非常に長期にわたりますが、事業費は供用開始まで建設仮勘定に計上すべきでしょうか。	所有権の移転が明確であれば、事業期間内であっても本勘定に振り替える取扱いも差し支えありません。
29	交換により事業用地を取得する際、開始時に1円で評価した道路用地を引き渡した場合には、当該事業用地は1円で資産計上するのでしょうか。	適正な対価を支払わずに取得したものは原則として再調達原価とされる取扱いに準じ、交換時点で事業用地を再評価して差額を純資産変動計算書で計上します。
30	都道府県が支出する地方消費税交付金はどの勘定科目で処理するのでしょうか。	一例として次のとおり仕訳します。 【行政コスト計算書】移転費用(補助金等)／【資金収支計算書】移転費用支出(補助金等支出)
31	公営企業への出資金はどの勘定科目で処理するのでしょうか。	一例として次のとおり仕訳します。 【貸借対照表】投資及び出資金(その他)／【資金収支計算書】投資活動支出(投資及び出資金支出)

<用語>

・「台帳手引き」:「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」

地方公会計の整備により算出される指標（有形固定資産減価償却率）について

【算出の方法】

償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合
(資産の減価償却がどの程度進んでいるかを示すもの)

(計算式)

$$\frac{\text{減価償却累計額}^{\ast}}{\text{償却資産評価額} + \text{減価償却累計額}}$$

※耐用年数省令により算出

【指標の意義】

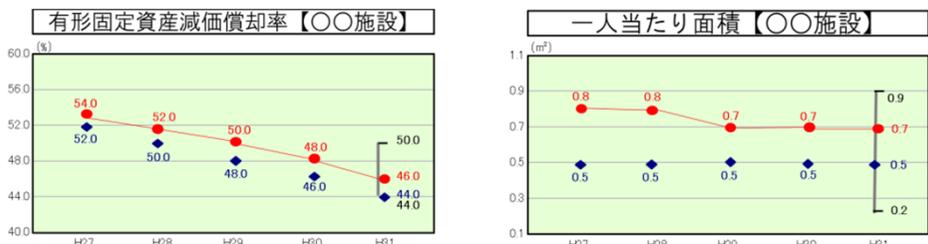
○資産の経年の程度を示すものであり、地方公共団体の資産の状況を比較可能な形で客観的に説明が可能。

※「使用可能年数」や老朽化対策の取組等を併せて示すことにより、本指標だけでは把握しきれない資産の老朽化の実態を説明することも重要。

【指標の活用】

○公共施設等の除去・更新等により改善(低下)することから、公共施設マネジメントへの活用が可能。

(施設類型ごとの有形固定資産減価償却率等の経年・類団比較)

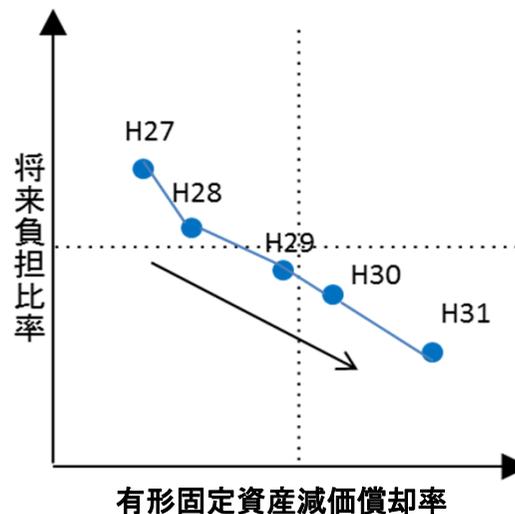


<施設類型>

[都道府県]道路、橋りょう・トンネル、公営住宅、港湾・漁港、空港、学校施設、図書館、博物館等、体育館・プール、陸上競技場・野球場等、県民会館、保健所、試験研究機関、警察施設、庁舎

[市区町村]道路、橋りょう・トンネル、公営住宅、港湾・漁港、認定こども園等、学校施設、児童館、公民館、図書館、体育館・プール、福祉施設、市民会館、一般廃棄物処理施設、保健センター、消防施設、庁舎

(有形固定資産減価償却率と将来負担比率の組合せ分析)



【考えられる分析】

将来負担比率が低下している一方、有形固定資産減価償却率が上昇していることから、

①必要な投資が行われず、老朽化対策が先送りされている可能性

あるいは

②単純な施設更新を行うのではなく、既存施設を活用し財政負担を抑えている可能性

が考えられ、他のデータと合わせて老朽化対策の進捗状況の分析を深めることが可能。

地方財政の全面的な「見える化」① ～決算情報の「見える化」の徹底～

平成27年11月27日
経済財政諮問会議
総務大臣提出資料

現状と課題

- 全ての都道府県・市区町村の決算情報については、「財政状況資料集」(*)をはじめとして、総務省ホームページにおいて公表。
※各団体の歳入歳出決算の生データや17種類の各種財政指標等、それらの経年比較・類似団体比較、自らの分析結果等を網羅的にとりまとめたもの(Excelファイル形式)
- 「財政状況資料集」において、**住民一人当たりコストは、人件費、普通建設事業費、公債費のみ掲載されており、性質別・目的別で項目が網羅されていない。**



今後の対応

決算情報の「見える化」の徹底

- 財政分析においては、他団体と一律に比較するのではなく、**①当該団体における経年比較や②類似団体との比較が重要**

- 上記を踏まえた上で、**住民一人当たりコストに**

ついて、**性質別・目的別で網羅的に「見える化」** H27決算～

<性質別> ※下線部の項目が新規追加するもの
人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、普通建設事業費(新規整備・既存更新)、公債費、繰出金

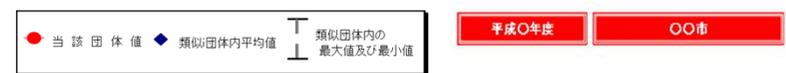
<目的別>
議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、教育費

⇒ これにより、例えば、維持補修費、普通建設事業費(新規整備・既存更新)等の性質別、民生費、衛生費、教育費等の目的別の内訳が「見える化」

⇒ さらに、経年比較や類似団体の中での順位等に加え、各団体の分析コメントを付すことにより、財政分析の内容も「見える化」

イメージ

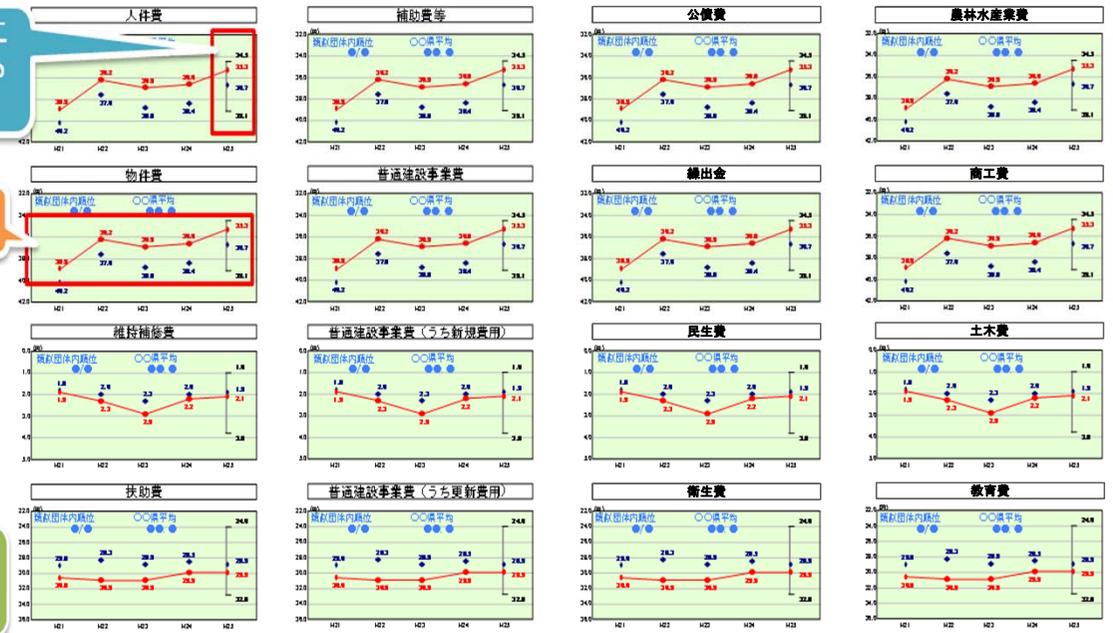
歳出決算額分析表



①類似団体における順位や位置付け

②経年比較

③団体自らの分析コメント



※ この他、利用者目線からホームページを大幅改善

- ① 過去10年間の決算情報の生データを全面的に「見える化」
- ② データ検索機能や分析のためのグラフ作成機能の追加 等

現状と課題

- 公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっているが、「財政状況資料集」には、公共施設等の老朽化度合いを示す指標、施設類型毎のストック情報や固定資産台帳が含まれていない。

今後の対応

新たな課題への積極的な対応

公共施設等の老朽化対策という課題に積極的に対応していくため、地方公会計(固定資産台帳)のデータを経年比較、類似団体比較等に活用することで、「財政状況資料集」の内容を大幅に充実

- ① 資産老朽化比率の追加** 固定資産台帳の整備に合わせてH29決算までに順次
地方公会計により把握可能となる「資産老朽化比率」を新たな財政分析指標として追加
- ② 新たな分析手法の導入**
新たな分析手法として、将来負担比率と資産老朽化比率の「組合せ分析」を導入
- ③ 「施設類型毎のストック情報」や「土地情報」の追加**
固定資産台帳により把握可能となる道路、学校、公営住宅等の施設類型毎の一人当たり面積や資産老朽化比率といったストック情報を追加するとともに、同台帳により土地情報も「見える化」

これまで分からなかったストック情報も全面的に「見える化」
⇒ 公共施設等全体及び施設類型毎の資産老朽化比率や保有量の「見える化」
⇒ 自治体が保有する未利用地や売却可能地をはじめとする土地情報の「見える化」

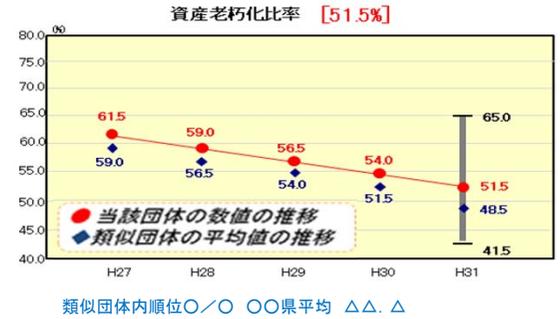
※ 公共施設等総合管理計画の進捗度合いについては、資産老朽化比率に加え、例えば、公共施設の一人当たり床面積等の経年比較や横比較により把握可能(進捗度合いの把握のために他に有効な方法があるかさらに検討)

※ 社会経済情勢の変化を踏まえ、横比較の対象団体(類似団体)のあり方についても研究



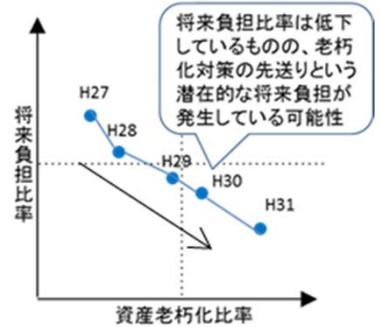
イメージ

① 資産老朽化比率の追加



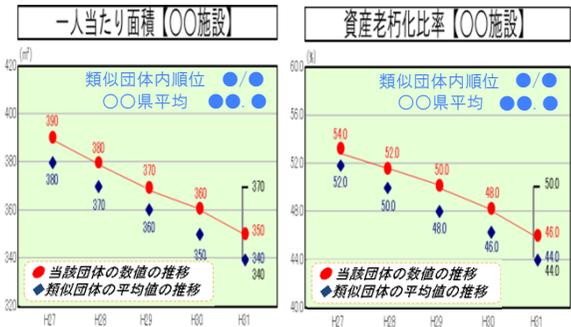
資産老朽化比率の分析欄
各団体による分析コメントを記載

② 新たな分析手法の導入



⇒ 地方債現在高や退職手当支給予定額等を対象とした「将来負担比率」を「資産老朽化比率」と組み合わせることで、公共施設等の除却・更新といった老朽化対策の必要性が「見える化」され、将来負担をより総合的に把握することが可能

③ 「施設類型毎のストック情報」や「土地情報」の追加



土地情報		固定資産台帳からの抜粋						
所在地	取得年月日	取得価額等	耐用年数	用途	売却可能区分	時価等	...	
建物A	〇市〇〇	\$35.4.30	5億円	50年	庁舎	×	—	...
土地B	〇市××	\$30.5.23	1億円	—	未利用	×	—	...
土地C	〇市△△	\$40.1.23	2億円	—	未利用	○	3億円	...

公有地情報の「見える化」
固定資産台帳に記載された公有地の用途や売却可能区分等を開示することで、未利用地や売却可能地の情報を「見える化」し、公有地の有効利用や売却の検討に活用(さらに、民間投資の促進にも寄与)

地方公会計と公共施設等総合管理計画の連携について

以下のような流れで地方公会計と公共施設等総合管理計画をリンクさせることによって、公共施設等のマネジメントをより効果的に推進することが可能となる。

1. 固定資産台帳の整備

地方公会計

- 統一的な基準による地方公会計の整備の一環として、公共施設等の取得年月日、取得価額、耐用年数といったデータを含む固定資産台帳を整備する。

※可能であれば平成27年度中、遅くとも平成28年度中に同台帳を整備しておくことが重要

2. 公共施設等総合管理計画の充実・精緻化

総合管理計画

- 固定資産台帳のデータ(公共施設等の取得年月日、取得価額、耐用年数等)を活用して、将来の施設更新必要額の推計等を行い、当該推計結果等を公共施設等総合管理計画に反映させ、同計画の充実・精緻化につなげる。 ※併せて公共施設等の実際の損耗状態等を把握しておくことも重要

3. 施設別のセグメント分析の実施

地方公会計

- 施設別の行政コスト計算書等を活用したセグメント分析を実施することで、個別具体的な統廃合等の議論(各論)につなげることができる。

※公共施設等総合管理計画には、更新・統廃合・長寿命化等の基本的な考え方(総論)が盛り込まれている

4. 公共施設最適化事業債等の活用

総合管理計画

- 施設別のセグメント分析の結果、統廃合等を決定した公共施設等について、公共施設最適化事業債や地域活性化事業債、除却債等を活用することにより、集約化・複合化、転用、除却等を円滑に推進することができる。 ※公共施設等最適化事業債、地域活性化事業債、除却債の発行は、公共施設等総合管理計画の策定が条件